

---

令和2年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和2年6月11日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和2年6月11日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
  2. 松蔭 茂 議員
  3. 庭田 英明 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 藤升 正夫 議員
  6. 河村由美子 議員
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
  2. 松蔭 茂 議員
  3. 庭田 英明 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 藤升 正夫 議員
  6. 河村由美子 議員
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君  | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 松蔭 茂君   |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 9番 河村由美子君  |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 藤升 正夫君 |
| 12番 安永 友行君 |            |
- 

欠席議員(1名)

- 8番 大庭 澄人君
-

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

---

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

それでは、1番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） おはようございます。3番、桜下でございます。質問の前に一言申し上げます。

新型コロナ感染に従事をされておられます医療従事者の皆様、看護師の皆様、介護施設に勤務されておられます皆様に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速質問に移ります。私は、このたび2点質問させていただきますが、1問目の質問につきましては、さらに細かく6点質問させていただきます。まず、1点目は六日市病院の現状と公設民営化移行についてということをお聞きさせていただきます。細かく6点の質問をさせていただきます。大きく2点目は、新型コロナ対策について、町民にさらなる支援をとということで質問させていただきます。

それでは、最初の六日市病院の現状と公設民営化移行について質問させていただきます。まず、

1 番目に六日市病院の令和元年度の決算につきましてお伺いいたします。

一民間の事業所の決算について、なぜ一般質問で取り上げるかというふうに思われると思いますが、この六日市病院には相当なる公的な支援をしております。特別交付税を含む第4次の財政支援では、平成30年度から平成32年度、つまり令和2年度、今年度であります。毎年特別交付税を含んで、ちょっと変動がありますが、資料によりますと毎年約1億4,000万円の公的支援をしております。そして、第3次緊急支援では、同じく今年度までの3年間に5,000万円を支援をしております。

そして、昨年秋にさらなる支援をしてほしいという要望書が病院から出ました。赤字が当初は5,000万円ぐらいだったということが、1億4,000万円ぐらいになる可能性があるということで、さらなる支援をしてほしいという要望書が六日市病院から提出されました。議会でも特別委員会を設置しまして、また病院の関係者に来ていただきまして、ヒアリング等を行いまして審議をしましたが、最終的に本会議でも承認され、先ほど言いました第4次の財政支援また第3次の緊急支援プラス6,600万円という、総額で2億6,000万円を超えるような公的資金が六日市病院のほうに支援されました。それは当然、町民の皆様の税金も関係ありますので、一民間施設の決算に、この一般質問ですかということを考えてましたが、ぜひこういう状況を皆さんにも知ってもらいたいということで質問させていただきます。

先ほど言いましたように、特別交付税はちょっと分かりませんが、町からの支援につきましては、一応先ほど言いましたが今年度で、令和2年度で終了となります。令和3年度以降の支援につきましては、先ほども言いましたように、病院のほうからさらなる支援をとということで要望書が出ておりますが、これについてはまだ審議はしておりません。

なぜ、決算を聞くかと言いますと、予想ではこれだけの公的支援をしても恐らく黒字化にはならないだろうという予想がでておりますし、また関係者の方に聞きましても、恐らく2億4,000万円以上の支援をしても六日市病院は赤字が出るのではないかとという予想がされますので質問をいたします。

例年でしたら、この時期にホームページ等で六日市病院の財政といたしましうか決算状況が公開されますが、私の確認したところ、まだホームページ上に公開されておられません。そこで、やはりこれだけ公的支援をしていますので、町のほうにはホームページで公開する前に報告が来ていらないだろうかという思いでこの質問をさせていただきました。

これは、後ほど質問しますが、2年後に公設民営化に移行するというあり方検討会議での大きい方針が決定され、今粛々と準備をされていると思うんですが、この六日市病院の今年度、来年度の財務状況は、この公設民営化に非常に大きく影響を私はすると思っておりますので質問いたしますが、大きく公設民営化に移行するという方針が出され、私もですが町民の皆さんも本当に

もう、安心感と言いましょか、一山越えたという思いがありましたが、いろいろ関係者のお話あるいは私が調べたところによりますと、簡単には行かないと。むしろ、この2年間で公設民営化に移行するという事は非常に厳しいんだというような状況がありますので、このことはぜひ町民の皆さんにも六日市病院の存続に至っては、まだ安心はできない。まだ本当に注目をしなければならぬという思いで質問をいたしました。

細かく後ほど質問をしますが、まずは六日市病院の令和元年度の決算状況について、現段階で分かるころがあれば町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もどうかよろしくお願いたします。

それでは、桜下議員の大きい1点目、六日市病院の現状と公設民営化移行についてということの御質問。特に、1つ目の質問についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

六日市病院の現状と公設民営化移行についてお答えするわけでございますが、先の3月議会におきまして吉賀町医療介護あり方検討会議の検討状況について報告を行い、収支比較においては、経営形態とすれば公設民営が適当との判断をさせていただいたところでございます。

ただし、町財政に影響を及ぼす重要事項の検証が未実施であることなど不確定要素が多いため、公設民営化について引き続きあり方検討会議において検討を継続している状況でございます。先ほど公設民営化の時期のお話もございましたが、現時点においては仮置きということでございます。今の段階で移行時期を令和4年度に決定をしたというものではないということは申し添えておきたいと思ひます。

それでは、1つ目の質問についてでございますが、社会医療法人石州会の令和元年度の決算につきましては、まだ本日の段階では本年度の理事会、評議員会の開催が行われておりませんので、正式な決算は当方のほうも把握をしていない状況でございます。

町から石州会に宛てました令和元年度の収支に関する質問書の中で、回答をいただいております4月の27日現在の収支内訳からお答えをさせていただきますと、町の追加支援、先ほど金額の御紹介もございましたが、それを行った結果ということでございますが、経常損益が5,233万7,000円の赤字見込みとなったというような状況でございます。

石州会から、赤字の要因としての回答は、入院、入所者数の減少によります稼働率の低下による収入減。支出では、法定福利費の負担増、看護師及び作業療法士の増員による人件費増が主な要因として回答があったということをおし添えておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 途中報告ということではありますが、約5,000万円近い赤字が出るだろうという報告がありましたが、この六日市病院の収支状況を公開されております資料を

見ますと、平成20年度、約1億2,000万円の赤字を計上しておりますが、その時期、もう10年以上前の話ですが、六日市病院は撤退するのではないかとかいうふうな、本当に一大危機と言いましょか、そういう状況にありました。ところが、そのこの明くる年から町からの、あるいは国からの特別交付税等による支援というのがありまして、現在第4次であります、その支援もありまして好転しております、直近では平成26年度は約6,400万円の黒字。27年度は1億2,500万円の黒字。28年度は1億2,300万円の黒字。平成29年度は6,400万円の黒字であります。これは、公開されておりますホームページからの数字であります。

しかしながら、平成30年度、一昨年は逆に2,500万円の赤字ということになりました。今の町長の御報告によりますと、約5,000万円近い赤字が出るようであるということで、つまり2年続けて六日市病院はこれだけ公的支援をしても赤字が出るということになると思います。

どこも企業もそうであります、公的支援をしても、あるいは支援をしても赤字が出る場合は、それを補うためには民間の金融機関から借り入れるということになると思うんですが、六日市病院につきましても、これ資料に載っておると思うんですが、相当なる8億円近い借り入れをしているのではないかと考えられます。これはホームページにも載っております。

しかしながら、吉賀町からの借り入れは今ありません。それは間違いありません。2年続けて赤字になるだろうというふうに予想されますが、今、町長も少し言われましたが、この原因は昨年度理事長にお越しいただきましてヒアリングを行いました、その中でもはっきり理事長、言われておりましたが、経営努力はやっているのだと。しかしながら、大きな赤字の原因はやはり、国の診療報酬の改定により減額になっている。それが大きい原因で、そのほかにはいろいろ言われております六日市学園の撤退問題、それによる常勤医師2名の異動、あるいは町民の人口減少による外来患者の減少。そして、外来患者が減るということは、当然ながら入院患者も減るという等々、そういう事情があつて赤字は続くだろうと。

それで、医師が充足しても看護師が充足しても、診療報酬の改定による減額で、病院はもう赤字を出さざるを得ない。

先日、6月8日の山陰中央新報ですか、載っておりましたが、島根県内の30の病院のアンケートによりますと、全てがコロナ関係に関係なく赤字であるというような報告が出ている。つまり、コロナがあろうがなかろうが、病院はほとんど赤字である。一説によりますと、千葉県の方の大きい大学は、コロナによって手術ができないために毎月6,000万円から7,000万円の赤字が出ていると、そういうふうな病院も先日マスコミで報道されておりました。

つまり、私はこの六日市病院に限らず、病院は幾ら公的支援をしても赤字が続くだろうというふうな予想をしております。

その中で、2年後に公設民営化に移行という、本当に歓迎すべきことなんですが、果たして順調にこの2年の準備期間だけで公設民営化に移行できるかどうか。私は非常に厳しいものと思っております。そのことにつきましては、また後ほど質問させていただきます。

次に、介護医療院の計画が中止になりました。そのことについて質問させていただきます。

介護医療院につきましては、先ほど言いましたが、昨年六日市病院様に来ていただきましたヒアリングの中でも老健施設六日市苑を介護医療院に移行するんだという計画があるということで、準備をしているというふうには理事長から報告がありました。

老健を介護医療院に移行しますと、要するに、介護医療院というのは、居宅とみなされるので介護報酬の点数が高いということで、初年度は約670万円の増収。2年目以降は毎年900万円近い増収が見込まれるということで、経営改善の一環で、六日市病院では介護医療院に移行という計画をしているということで、その準備もしているという報告がありました。非常に経営努力をされているというふうに思いましたが、ところが、2月の全員協議会の中で、担当課よりこの介護医療院移行については、つまり中止したというふうな報告がありました。

そこで、私もあれだけ増収につながる介護医療院の移行をなぜ中止になったのかということ、全員協議会の資料を見たり、また関係者のお話を聞きましたが、随分食い違っておりましたのでこのたび質問させていただきますが、病院のほうの話によりますと、増収のために移行するという計画を町のほうに申し出た。町のほうでは、現在第7期の介護計画を進行中ということで、この計画の途中で老健施設を介護医療院に移行するということは、計画の中にも全くないし、また移行するということで、介護サービスの給付が高くなる。つまり、介護保険料が上がるということで、非常に入所をされている方に負担がかかるということで、この介護医療院に移行というのは非常に厳しいんだという報告をしたと。病院側は、移行にしたいんだけど、町のほうからストップをかけられた。担当課では、これは今の計画にないことなので、ストップはかけていないが現状は厳しいんだということを言ったということなのですが、このことは同僚議員からも一般質問以外でも質問が出ておりましたが、なぜ増収につながるこの介護医療院移行が中止になったのか。その経緯を改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の介護医療院への移行はなぜ中止されたかということについてお答えをしたいと思います。

この件につきましては、3月の定例会の中でもほかの議員のほうから御質問がございましたので、そこでの説明をさせていただきました。その説明の内容から全く変わっていないわけですが、改めて申し上げておきたいと思えます。

厳しい経営状況の続く社会医療法人石州会におかれましては、令和2年度以降看護、介護職員

が減少するということから、現行ベッド数維持は困難な見通しであり、事業収入の減少を最小限にとどめつつ、24時間救急対応を維持するには、現行機能の中で最も報酬単価の低い老健を削減していく方向が妥当との考えから、154床あるわけですが、この介護療養型老人保健施設を令和2年の4月に全て介護医療院へ転換する計画ということであったようでございます。

この転換が行われましたら、先ほども少し御紹介ございましたが、令和2年度中に限り移行定着加算措置が適用されまして、主な入所者である要介護度3以上の介護報酬単位も増額となることから、現行と比較すると概算で、月額でございますが287万4,000円の事業収入の増加が見込まれるため、転換に向けて、石州会は島根県に対し、介護医療院指定申請に関する事前確認等の手続をされておられました。

その後、島根県は審査に当たりまして、益田圏域内の保険者——これは益田市と津和野町と吉賀町になるわけですが、この保険者に対しまして意見照会を行ったということでございます。

島根県からの意見照会に対しまして、吉賀町は、介護保険事業計画策定委員会を開催をして協議いたしました結果、今回の転換計画は第7期介護保険事業計画並びに島根県の第7期介護保険事業支援計画に盛り込まれておらず、第7期計画最終年度に当たる令和2年度の介護保険事業に与える影響が大きく、特に介護施設サービス費の給付費の上昇が続く吉賀町におきましては、現在約80名の方が六日市苑のほうへ入所中でございまして、今回の介護医療院への転換が行われた場合、さらなる第1号被保険者の保険料高騰の要因となるということでございます。

試算では、1人当たりの月額保険料に210円の影響が生じる見込みでありました。介護給付費準備基金も減少する中、介護保険財政の破綻を生じる可能性が高いということから同意できない旨を回答させていただいたということでございます。

なお、ほかの圏域の益田市、津和野町におきましても、同様の理由等で回答させていただいたということでございます。この三保険者からの意見をもちまして、島根県は石州会への説明及び協議を行った結果、石州会のほうは令和2年度4月の介護医療院への転換については断念をされたということでございます。

改めての報告になりますが、前回と同様にこうした経過があったということを御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長の説明は先日の本会議で聞いておりまして、重々承知の上で質問をさせていただきましたが、病院のほうでは町が計画を中止したと。町長の答弁では病院が断念したというふうに、双方の言い分が随分違っておりますが、そのことはもう少しお互いに丁寧にやらないと、信頼関係が薄れるということで、町長の答弁は重々承知をしておりまして

が質問をさせていただきました。

それでは、時間の都合で、まだ質問をしたいところではありますが、次のU・Iターン者の看護師の給付金制度の復活をとということで質問させていただきますが、これはつまり、看護師不足対策ということでもあります。

六日市病院の毎月発行されます月報を見ますと、3月31日付で看護師の方で退職をされた方が15名退職をされております。反面、4月号の入職者は1名であります。その1名はUターン者であります。例年ですと、六日市学園に入校されます学生さんが、学校で勉強をしながら六日市病院で勤務するというので、十数名の方が六日市病院に勤務されますが、残念ながら、事情はよく分かっておりますが、今年度から受け入れが中止しておりますので、六日市学園関係の入職者がありません。つまり、15名が退職されて1名しか入職されていません。当分、この状況が続くと思われまます。つまり、看護師不足ということでもあります。

先ほどの介護医療院に移行の件で、ちょっと補足されましたが、今年の9月までに六日市苑、つまり昔で言う西病棟34床が閉鎖されます。これは既に決定しております。そのことによりまして、約1億4,000万円近くの減収が見込まれるというふうに報告を受けております。つまり、この原因は看護師不足ということが一番の原因だそうであります。

そういうことも踏まえまして、実は町長にも私、直接報告させていただきましたが、その4月に入った方は吉賀町出身の方のUターン者で、資格を持っておられた方がいろんな事情があつて六日市に帰られて、六日市病院に入職された。非常にありがたい話だと思います。この5年、6年、10年とは行きませんが、町内出身者でお若い方が六日市病院に勤務されたということは3人ぐらいしかありません。そのうちの1人はもう既に退職されましたので、この10年近く、町内出身の方が、六日市病院に看護師として勤務されている方は2人ぐらいしかありません。これは、六日市病院でも確認しております。そのぐらい看護師の入職というのは厳しいものがあります。

現在、町のほうで担当がおられて、全国の学校とかあるいは病院とかを回っているように報告がありましたが、残念ながらその甲斐があつて病院に看護師さんが入職されたという報告は聞いておりません。非常に看護師さんの募集は厳しいものがあります。

その中で、この方は実は4月の12日付で入職されました。それまでは、吉賀町は3月31日までは医療従事者確保対策給付金という制度がありまして、看護師さんには36万円、准看護師さんには72万円という給付がされまして、3年あるいは6年勤務しますとこの給付金は返さなくてもいいという制度がありましたが、残念ながらこの制度がなくなりまして、今度は新たに4月1日から、町内の医療機関、介護事業所等で従事者確保の取り組みということで、個人もおりますが主に事業所に支援をするというような制度に変わりました。つまり、個人への直接の給



付金という制度がなくなりました。

この4月12日に入職されました方は、わずか12日の違いで72万円という給付金がもらえないということになりました。そのことは、私も直接お会いしまして、これは制度上の問題なので、もう大変申し訳ないけどどうすることもできないということをお話し、説明しまして納得されておりますが、たった12日違いで72万円がうけられなくなったという、そういう現実があります。

その方に話を聞きましたら、吉賀町に帰りたいけど、帰って医療機関に勤務したいけど、やはり都会と吉賀町との給料格差が相当大きいために、歌の文句じゃありませんが帰りたいけど帰れないという方が相当おられるということをお聞きしましたので、私は町長に提案をしたいのですが、以前ありましたこのU・Iターン者というんでしょうか、その方が吉賀町に帰って勤務をされる方には、この一時給付金といいたいでしょうか、上限なしの給付金制度をぜひ復活をしてもらいたい。そして、少しでも、1人でも多くのUターン者の看護師さんを吉賀町に帰っていただきたいというふうな思いがあるんですが、この制度の復活につきまして町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目のU・Iターン者の看護師に対するいわゆる給付金制度の復活をということでお答えをさせていただきたいと思えます。

まずもって、大変有益な情報を電話で御一報いただいたということに感謝申し上げたいと思えます。そのことも含めて答弁になろうかと思えます。

現在、先ほど御紹介もございましたが、従前ありましたU・Iターン者の看護師に対しての給付金制度に代わる助成として、石州会に赴任時の支度金の助成について制度化していただけないかということをお伝えをしているところでございます。

このことは、今、県と石州会病院と吉賀町で行っておりますあり方検討会議の中でも協議をされまして、令和2年度石州会事業計画にも検討を行う旨の記載がされておりますので、石州会におきまして制度化されれば、吉賀町医療介護従事者確保支援金補助金のこの枠の中で交付ができるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

制度というのは、いつかの段階で切らないといけない。あるいは始めないといけないということで、ちょうどいわゆるはざまのところでしたら、こうしたことが起こるのは、これは致し方ないところではございますが、とは言いましても、今本当に医療従事者、介護従事者の確保が難しいという中でございますので、本当に今回のことを教訓にして制度設計をできたらという思いも含めて、今準備をさせていただいているところでございます。

それから、先般新聞にも出ましたが、昨年度県内の自治体でU・Iターンの方の数の公表がございまして、吉賀町は県の公表等を見ますと19人増えて68人という結果が出たようでござい

ます。この数は19の市部を含めた自治体の中でも3番目。それから、いわゆる増加率で見ても3番目です。ですから、非常にUターン、Iターンの方は多いんですが、その中で特に医療従事者、介護従事者の方がやっぱり少ないのではないかというふうに思っております。

貴重な人材でございますので、そうした方に恩恵が回るように、これはそこだけに特化するとまた難しいのですが、極力そうしたことで制度化ができるように、まずは石州会のほうでベースラインの制度設計をしていただきたいということをこちらのほうからは今、お伝えをしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長から前向きな答弁がありました。やはり資格を持っていて、いろんな事情で吉賀町に帰りたい。しかしながら、経済的なことを考えると帰れないという方がたくさんおられる。しかも、看護師の資格を持っているという方がたくさんおられるということ。町長本当に、今、前向きな答弁がありました。早急にこういう制度を復活して看護師不足、先ほど言いましたが看護師不足のために1億四、五千万円の減収になるというふうな現実が既に出ておりますので、前向きな答弁に期待して、制度の復活をあえてお願いします。

それでは、次の4、5、6につきましては、同じような質問になりますので、時間の都合でちょっと長くなるかも分かりませんが、一括でお聞きしますが、町長、答弁につきましては町長のほうで前後になろうがよろしくをお願いします。

と言いますのは、今までは現状についての質問でしたが、次に公設民営化移行についての質問をさせていただきます。つまり、2年後の移行後の財政支援はということと、公設民営化の時期についてということと、そしてこのたびの一番質問の中で大きく重点を置く質問であります。公設民営化への移行について、条件があるのか。あるいは基準があるのかということでお聞きします。

と言いますのが、先ほど言いましたように相当大きい公的支援をしても、約5,000万円近い赤字が出るだろうという予想ということをお聞きしましたが、つまり令和3年度は、今のところ特別交付税以外は、町の財政支援はありません。今のところありません。計画はありません。今、要望は出ておりますが、これから計画詰めるというところなんだろうが、つまり、公的支援をしても赤字が出る。つまり、公的支援をしなかったら莫大な赤字が出る。そういうふうな事業所と言いましょか、そういうところを果たして公設民営化できるんでしょうか。

つまり、これは私の憶測ですが、何かこれを公設民営化に移行するには条件あるいは基準があるのではないか。そのことを念頭に置いてあり方検討会議の専門部会の中で、非常に厳しいながらも2年後の令和4年度からの公設民営化へ移行するという大きい方針が打ち出されたということなんですが、何かここの中に、この赤字が当然出る。また、公設民営化に移行しても赤字が出

ると予想されるような事業所に、公設民営化が移行されるということは、何か条件あるいは基準があるのではないかと素人考えなのですが、その点でお聞きしますが、この公設民営化ということで町民も皆さんも本当に安心をされておりますが、私はまだまだ一山、二山、本当に2年後の実現というのは厳しいものだと思っております。

決して否定的なことではないんですが、現在の状況、現状とか数字を見て推測なんです、そのことにつきましてはまた後ほどお聞きしますが、公設民営化移行後の財政支援はできるのか。制度上の問題はちょっと分かりませんが、今の指定管理制度を取っている事業所たくさんありますが、赤字について補填するというようなことは、契約の中にもありませんし、最初から赤字になったら町が補填するというような契約がされていることはないと思いますが、この病院にしましても公設民営化移行後も赤字が予想されますが、これについて町としての財政支援ができるのかどうか。

すみません、これからの質問はまだ今、検討中のことで恐らく答弁はできないかと思いますが、現段階での町長のお考えをお聞きしますが、公設民営化移行後の赤字についても財政支援ができるのか。そこがまず1点と、それから時期です。町長、先ほど時期についても、これはあくまでも今の検討中の項目なので、令和4年度つまり2年後の公設民営化移行という時期が述べられましたが、果たして本当に、先ほど言いましたように赤字続きの病院を2年後に公設民営化にできるのか。そのことをどこまで本当に専門部会で検討されているのか。私は、非常に厳しいんではないかと思っております。

いろいろ町長、今、質問させていただきましたが、移行後の財政支援とそれから移行の時期、それから一番大きい質問ですが、公設民営化移行への条件あるいは基準があるのか、恐らくこれは総務省の管轄と思うんですが、全く条件も基準も何もしない、赤字が予想されるところに公設民営化を許可するといいますか、承認するということは、恐らく非常に厳しいんではないかと思いますが、何か現段階で分かるのであれば、移行への条件あるいは基準があればお聞きします。

質問が3つ続きましたが、前後されても結構ですからお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、4番目、5番目、6番目になりますか。お答えをさせていただきたいと思っております。前後するかも分かりません。

まず、時期の問題ですが、これは冒頭申し上げましたように、これまで専門部会それからあり方検討会議の中で、いわゆるシミュレーションをする中での話でございまして、今、仮置きということで令和4年度をまず設定をして財政の収支をしたということでございまして、令和4年度に、ここへまず公設民営化をやるということで決定したことはないということは繰り返し申し上げておきたいと思っております。

それから、仮にそのような時期にしても、前後するにしてもなんですが、非常に道は険しいということは、今3番議員のほうからもお話がございましたが、並大抵のことではないというふうに思います。

以前もお答えをさせていただきましたが、今、厚労省は公立病院とか公的病院を統廃合しようということでアナウンスをしている。そうした中で、当町では公設民営化に向けてかじを取ろうとする、その検討をしているところがございますから、非常に厳しいという状況は分かるわけがございます。

これは、今度は公設民営化は総務省の所管になろうかと思いますが、そちらのほうで県も含めて協議をしていく関係になろうかと思います。

それから、移行後の財政支援のお話がございました。今、この件につきましても専門部会で協議を再開したところがございますので、具体的な数値等のお話はできないわけがございますが、今年の3月の議会で報告させていただきましたように、2030年度までの中期財政計画、これは吉賀町の話でございますが、この計画におきましては、現行の今支援をさせていただいております財政支援を行うというもので、その形で今、計画を乗せております。というのは何かと言いますと、今年でとりあえず終わりますけど、第4次の支援計画とそれから第3次の緊急支援。ですから、交付税ベースのものともう一つは更新の部分で、5,000万円です。このレベルで、2030年度までの財政支援は中期財政計画には盛り込んでいるということがございます。

それから、今後は町議会の意見に基づきまして、町より要請しております石州会における経営改善対策等の状況を見極めつつ、公設民営移行後の支援について検討をしまいるという考えでございます。公設民営に向けた条件と基準のお話がございました。指定管理者に対して、国が求めている安定した経営と言いますのは、特別交付税と普通交付税の合計額での財政支援を受けて、収支状況が安定しているということ。収支のバランスが取れているということという見解が、現段階では島根県から示されております。それが恐らく、総務省の1つのハードルになるのではないかとこのように思っております。

したがって、端的に申し上げますと現在第4次と第3次で支援をさせていただいておりますけど、いわゆるその緊急支援の設備の更新に係る、完全な町の持ち出しでございますけど、5,000万円をのけた交付税、特別交付税です。今度は公立になりますと、今の特別交付税の一部が今度は病床替えということで普通交付税に代わるということで、全体の交付税の金額とすれば現行より7,300万円程度増えるというのは、以前お話をさせていただきましたが、ですから、全体の枠で言うと2億円ぐらいの普通交付税と特別交付税になると思いますが、いわゆるその金額でもって収支が安定する。これが今、島根県を通して我々に示されているようなシミュレーションの1つでございます。

それ以外の、当然高いハードルがたくさんあるんだろうと思いますが、これは先日専門部会のほうを再開をさせていただいて、今年の秋に向けてのいわゆるその三者でのすり合わせの内容のスケジュールがおおむねできましたので、それに向けて事務を再開をするということをしていますから、その状況を見ながら、当然その中では具体的な条件と基準が示されることになろうかと思っておりますので、その様子を見ながら検討させていただきたいと思っております。

今の段階で、お話ができる範囲はここまでだということでお許しをいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、非常に大きい答弁をされましたが、2030年度までは公設民営化に移行しても町としても財政支援をしていくんだということを町長が申されました。非常に私は分かりやすい答弁だったと思っております。

もう1点、公設民営化移行への条件ということで、条件ということではないと思うんですが、公的支援によって、公的支援だけで収支のバランスを図る。それが条件の1つだというふうに私は取ったんですが、つまり、この2年間で六日市病院を公的支援を受ける中でとんとん、黒字とは言いませんが収支がとんとんになるような実績を残すということが、公設民営化移行への条件の1つというふうに私は受け取ったんですが、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然、我々もそのように考えております。それから、島根県もそのようなお考えだと思います。それから、石州会六日市病院様のほうも、これまでのあり方会議あるいは検討会議の中でもそうしたことで取りまとめをさせていただいておりますので、そのような形で進んでいくんだろうというふうに思っております。

それから、もう1つ大きな問題は、医療だけでなく、石州会もそうですが町全体として介護事業の関係がございますので、そこらあたりも考えて総体的に医療、介護をどうするか。そのための会議、検討会議ですから、医療介護あり方検討会議にしているというのはそういう趣旨でございますから、今回、前回の臨時会で300万円の予算の御承認をいただきましたので、早速今、契約を結ばせていただいて、先日は兵庫県立大学の筒井教授にもこちらの現地に入ってきて、当然六日市病院のほうにも足を運んでいただいて、理事長とも面会をしていただいたという状況でございます。医療だけでなく、介護も含めて総体的にやっぱり経営改善をしていかなければならないということだろうと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長から答弁がありました。この2年間でこれだけ公的支援、2億4,000万円以上の公的支援をしても、なおさら昨年度は5,000万円近い赤字が出るだろうという予想がされる中で、そういう病院にあって、公的支援だけでこの2年間で病院が

黒字とは言いませんがとんとんに持っていけるのか。条件をクリアできるのかということだと思うんですが、これは非常に厳しい条件ではないかと思います。

私は、病院側でもなく、また議員なので町側でもなく、数字から見た段階で今がとんとんであれば黒字化している事業所、あるいはとんとんであれば公設民営化に移行ということは、そういうお話はないと思うんですが、赤字だからこそ何とかしなければならない。町民の命を守るこの病院だからこそ、これだけの大きい公的支援をしても赤字が出る。だから、今後、先を見据えて、県と町と病院とで三者で協議をし、あり方検討会議を設けて専門部会で公設民営化に移行という大きい方針を打ち出された。それはよく分かるんですが、今の町長の話をお聞きしますと、この2年間で六日市病院をとんとんあるいは黒字化ということは非常に大きい、高いハードルだと思っております。

恐らく、私は数字だけを見て意見を申しておりますが、私はこの2年間でこの病院をとんとん、あるいは黒字化に持っていく。片や、先ほどありましたが、経営改善の一環の増収が見込まれる介護医療院への移行、これについても異論がありできないと、そういうふうなもろもろの事情もあります。改めてこの2年間で六日市病院の収支をとんとんもしくは黒字にして公設民営化に移行するということは、今日私の質問でできないとは言いませんがハードルが高い、非常に厳しいんだということがよく分かりました。また、改めて別の機会に町長に質問したいと思っております。

それで、最後の質問ですが、新型コロナ対策について町民にさらなる支援をとということで質問をさせていただきます。

今、マスコミでも随分騒がれておりますが、特例給付金、つまり条件なしに国民の皆さんに一律10万円を支給するというので、大変ありがたく、私も受け取りました。ところが、これはほとんどといいますか、全て国の交付金であります。いろいろほかにも、町独自のコロナ対策の支援がありますが、ほとんど国の交付金に頼る、国の交付金による支援策であります。私は、何が言いたいかといいますと、今こそ町独自に条件なしで、今10万円給付がありますが、さらに1万円か2万円の条件なしで、町民の皆様に給付をすべきだということで質問させていただきます。

なぜかと言いますと、当町は子育て世代、医療費、給食費あるいは保育料、学童保育料が無償ということで、非常に子育て世代には優遇といえましょうか、優れた施策があります。反面、給食費については、いまだになぜ全額無償にするのか。所得別にすればいいだとか、あるいは一部を無償にすればいいだとか、そういう町民の声が随分あります。全て無償にするということは、幾ら子育て世代の皆さんに支援をするということでも、やり過ぎるという声が多くあります。これは前町長からの施策であります。町長の考えもよく分かります。

反面、吉賀町は基金と借金のバランスで言います実質公債費比率という指数であります。こ

の指数で行けば、ここ数年吉賀町は島根県の中でも1番か2番の健全な財政ということで推移しております。つまり、町民の皆さんは、吉賀町がそれだけ健全であればもっとできるのではないかとことを思われると思います。

仮に、1万円支給しましても約6,200万円。2万円にしますと1億2,000万円であります。基金が26億円ぐらいあると思いますが、基金を取り崩しますと将来の計画にいろんな支障が出ることも重々承知しておりますが、今こそ健全な財政を誇る町であれば、町独自の10万円プラス1万円か2万円の無条件の給付を、町独自の施策で私はずいしていただきたいと思っております。

この安心安全な町をつくっていただいた高齢者の皆さんに、今こそこういうお金で申し訳ありませんが、感謝をするという気持ちを、今こそすべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大きい2番目の新型コロナ対策について、町民にさらなる支援をとということでお答えをさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町民の皆様に必要な生活支援につきましては、各担当課において、順次事業化し、地方創生臨時交付金等を活用するなど、財源確保を図りながら実施しているところでございます。

現在、国においては第2次補正予算を編成し、追加の感染症対策や経済対策を行うこととしておりますので、吉賀町といたしましても新たな支援策や既存の支援策の拡充等についても検討してまいりたいと思っております。

とりわけ、高齢者に対する必要な生活支援につきましては、確保が困難な方に対する現段階におきましてはマスクの無償配布、それから持ち帰りや配達可能な店の情報提供等を現在実施しておるところでございます。また、経済的な負担軽減につきましては、この議会のほうへ上程を今、させていただいておりますが、生計主体者の収入が減少した後期高齢者医療等の保険料あるいは税の減免について実施する予定としております。

御質問にあります高齢者の皆様への基金取り崩しによる追加給付につきましては、現在のところは具体案は持ち合わせておりませんが、必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

そして、まずその前段といたしまして、先般の全員協議会でも説明しておりますように、9月の補正予算に向けて事業の見直しを行うという予定にしておりますので、まずこの中で対策に必要な財源を捻出をしていきたいというふうに思っております。

それで、事業の施策の進め方の話でもございますが、まず1番は自助努力をする。それがかなわない場合には、国とか県の補助金、交付金を活用する。そうしたことがない場合に、最終手段として基金を取り崩しをするということではないかと思っております。これは、当然、我々家庭の家計のやり繰りもそうだと思います。これまで少しずつ貯めてきた基金、貯金を一度に取り崩しをし

てしまうということは、1つの方法であるかも分かりませんが、それはやはり最終手段だろうというふうに思っております。

基金を取り崩して積極的な施策というお話でございますが、一方では基金は少しずつ貯めて、10年後にはこのぐらいの基金をやはり確保しなさいというほかの議員さんのお話もあるわけでございますが、非常に難しい案件でございますが、とにかく今、我々の力で準備できる財源を捻出していこうということで、本当これまでにない異例のことでございますが、予算編成の見直しの方針を、決定をさせていただいておりますので、ここは9月の定例会のところでまたお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今の町長の答弁を聞きまして、非常に前向きであるような、前向きでないようなというふうに私は受け取りましたが、先ほども繰り返しますが、子育て世代には厚く高齢者には冷たいとは言いませんが、差があり過ぎるという声を十分に聞いております。今こそ、先ほど言いましたように、安心安全な吉賀町を築いていただいた高齢者の皆さん、条件なしで1万円かもしくは2万円でも結構ですから、基金の取り崩しの原則ということは今、町長から御教示をいただきましたが、私は本当、2万円を給付しても1億2,000万円ぐらい、ぐらいと言ったら申し訳ありませんが、金額になりますので、ぜひ前向きに、9月の議会までに検討するということがありました。町長、今言った条件なしの特別給付金につきまして、もう一言前向きな答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先日の全員協議会で、今回第1次で国の補正予算で配分、内示を受けております7,100万円何がしかをまず使って、今準備をしておる。メニューを、ラインナップをお示しをさせていただきました。

今、当町では専決処分をしたものも含めて単費で1億6,000万円余の予算を組んでいきたいという思いで、メニューを準備させていただいて、当座のところはその中から7,100万円を充当していく。国の補正予算が、恐らく明日金曜日に成立でしょうか。そうすると、それに対してのまた内示があるということで、我々とすればそこに大きな期待も寄せているわけでございますが、とても先ほど言いましたように、今メニューがある1億6,000万円が全部充足されるということは到底想定もしておりませんし、期待をそこまでしてもいけないというふうに思っています。

そういった事情でございますので、まずは今、準備をしておりますメニューについて執行させていただきたいということで、今日御提案がありました高齢者の方に対しての、いわゆる別建てでの支援ということは、その後ということになるかと思っております。現状では、今日の段階ではや



る、やらないかということ言えば、今そのメニューは持ち合わせていないということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長の答弁をお聞きしまして、総合的に私は前向きな答弁というふうに理解をします。ぜひ、検討は、今の時点では持ち合わせていないということで報告がありました。今はないが後ではあるのではないかというふうに期待を持ちまして質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりました。

ここで、5分間の休憩をします。

午前9時57分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番目の通告者、4番、松蔭議員の発言を許します。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 1点ほど通告してありますので、質問いたします。この1点ですが、町長と教育長への質問の内容というか、演題、お話しはコロナなので。

今、新型コロナが猛威を振るっておるわけですが、国内でおさまりつつあるとはいえ、まだ世界的には終息の気配がない。今現在での対策も十分というわけではありませんが、やはり感染が広がる可能性があります。

今、考えておかなければならないのは、終息後の処理あるいは対策であります。全ての生活に影響があり、以前の状態にはなかなかならないと思われま。産業、教育、医療、また全ての生活様式も大きく変わります。今まで予定していたこと、あるいは目標、計画も変更しなければならないことがいっぱいあると思われま。地域商社の構想も計画を変更しなければならないと思われま。町長のお考えはどうでしょうか。

次に、教育長にお伺いいたします。教育についても、子どもの生活様式の変化など数々の問題が出てきます。学校教育、社会教育について、教育長はどのようにお考えで、物事を実施されるか、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、松蔭議員の新型コロナ感染症後の町のあり方ということについて、お答えをさせていただきたいと思われま。

まず、通告の前段にあります今現在の対策、終息後の処理と対策、そして産業、教育、医療ほか全ての生活様式が大きく変わるという点につきまして、最重要と思われる点を申し上げておき

たいと思います。

今現在の対策という点につきましては、感染者数を抑えることと医療提供体制や社会機能を維持することが重要で、3つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生を初めとした基本的な感染対策を継続することが肝要であると考えております。

終息後の処理と対策、そして産業、教育、医療ほか全ての生活様式が大きく変わるという点につきましては、国が基本的対処方針を示された新しい生活様式が地域、職場、学校、そして個人レベルの生活にまで定着が図られるよう、取り組みを進めていくことが重要であると考えているところでございます。

基本的対処方針の中に新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点が多い感染症であるという記述があることから今後、新たな知見が積み重なり、私たちの生活に対してさらに変化が求められることも想定される場所です。また、第2波、第3波といわれる状況にも対応できるようにしなければならないというふうに思っております。

こうした状況にある中、終息後の対応を念頭に置きつつも今、最優先に力を注ぐべきことが求められております、感染予防・拡大防止のための行動と生活様式の変容をしっかりと進めることだろうというふうに思っております。

それから、後段の地域商社についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により関係団体との検討会議が延期するなど、地域商社設立準備への影響も出ております。

議員の言われるとおり、生活様式が変わり、終息後の対策も必要になります。終息後の産業振興を進める上においても、地域商社のことについて必要性の可否、あるかないか、あるいはあり方について十分議論していかなければならないと思っております。地域商社がマーケティングによる商品開発、農産物生産、消費者への直接販売のためのネット通販への対応、こういった機能を担い、また関係機関と連携することによってコロナ終息後における産業振興を進めることも可能かと思われま。

しかし、いずれにしても先般、全員協議会で御説明もさせていただきましたとおり、関係者による議論が熟している状況にはございません。それは私も深く認識をしているところでございます。説明をいたしましたとおり、スケジュールは随分遅れているわけでございますが、やはり丁寧に議論を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

したがって、今後、関係機関や議会の皆様との協議を進めていく中では、これまで説明をさせていただいている地域商社の計画内容についても当然、変更あるいは軌道修正、こうしたものをせざるを得ない状況も当然想定しているわけでございます。

特に先ほど、3番議員の一般質問の中でも申し上げましたが、9月の予算編成をするに当たって事業の見直しをするというようなことも今、職員のほうにも指示をしておりますので、その中

で吉賀町の事務事業全体がどの程度見直しができるか分かりませんが、そうした枠の中でも当然検討をさせていただきたいということでございます。

繰り返して申し上げますが、地域商社につきましては、今、我々が持っているものを強行して進めようという気持ちはないということ、しっかり十分時間を取って協議をして進めていきたいということを改めて申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 松蔭議員の新型コロナウイルス感染症後の町のあり方という御質問の中で、教育現場においてどういうふうな対応をするかという御質問だろうと思っております。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、長期間この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

教育現場においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、さまざまなことで、これまでとは違った対応を迫られています。

まず、学校教育現場においてですけれども、3つの密を徹底的に避ける、マスクの着用、手洗いの手指衛生及び校舎内の消毒など、基本的な感染対策を継続する、学校の新しい生活様式を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していく必要があると考えます。

社会教育活動におきましては、社会教育活動自体さまざまな人が集うことが基本であると思っております。しかしながら、人が集うことにいろいろな制限がかけられており、社会教育施設の利用も含めて徐々に解除されつつありますが、活動をすることが厳しい状況になっています。社会教育活動として町内で開催される町、また町教育委員会が主催する会議やイベント、行事等については、吉賀町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で確認をしております基準に基づき、実施してまいりたいというふうに思っております。

その基準について少し申し上げますと、まず1つ目、不特定多数の人の来場が予想されるもの、2つ目、屋内では50人以上の来場または参加、体育館においては100人以上、屋外では200人以上の来場または参加で十分な間隔が取れないもの、そして3つ目として、3つの条件、密閉・密集・密接が避けられないもの、以上の3つの条件に該当するものは中止または延期をすることとして、開催する場合は感染予防、感染拡大防止に向けた徹底した対策を講じることとされております。このようなことに原則基づいて今後、考えていきたいというふうに思っております。

また、会議等では、会議室等に集まるのではなく、オンラインを利用した会議も取り入れることとして今後、環境整備にも取り組んでいきたいというふうに思っております。オンライン協議

等につきましては、学校も含めてオンライン学習もあるわけですが、この辺の環境整備につきましては、今回の6月の補正予算の中に一部計上をさせていただいておるところでございます。

公民館等におきましても、Wi-Fiの環境を整備したいというところで若干ではありますけれども、補助事業を入れて今後取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 今、町長、教育長から御回答がありました。要するに今、これは皆さん御存じと思うんですけど、世界的に見て大体41万人ぐらいが亡くなっている。まだ増えている、亡くなる人が。アメリカのような先進国であっても11万人が亡くなっているんです、感染者じゃなしに。イギリスが4万人かな。日本は万という数字は今はないんですけど、なかなかこれは世界的レベルですから。

先ほど言われたように、この感染の原因はウイルスです。新型と言われるから、今までなかったウイルスが突然変異かどうか分かりませんが、そのウイルスというのは細菌ではなしに細菌よりもっと小さい、微生物か分からないような状態だから、なかなか相手が手ごわい。それがもしワクチンが、通常のインフルエンザのようなワクチンができたとしても、これを皆さんに接種してちゅうことは、世界的には70億人ぐらいおるんですから、それでやるちゅうたら大変なことになるので、まだまだ時間がかかると思うんです。

ただ、私が質問したのは、いずれは終息する、2年か3年か分かりませんが、今現在はいろいろな対応策を立てておられるわけですが、要するに、1941年の大戦、アメリカとその他の国との戦争があったんですけど、これも戦後処理がなかなか大変だったと。日本がそのまま生き延びることができるかどうかぐらいにたたきのめされたわけですが、それでも立ち直ったと。

このコロナも要するに、これはそういう状況だと思うんですよ。社会的にも経済的にも企業が倒産あるいは廃業、これから、特に中小企業においてはどんどんそういう状態になると。廃業というのは倒産とは違って、もう先が見えないからやめようと、こういうことです。だから、今、当面融資するから何とか持ってくれちゅうても、先が見通せんのに借りた金は返さなきゃいけない。返さんと銀行はやかましい。銀行だけじゃないでしょうが。

そういう先が見えないから今、有利な融資があるんじゃないけれど、今までにないような融資です。普通だったらなかなか貸してくれんようなものが、国の後押しもあって貸すようなことらしいんですけど、その倒産あるいは廃業すると、そこに雇用されておった人もまた生活ができんようになる。だから、それが今起こるとるだけけれど、これは終息後もさらに多くなると。これは大変な、下手したら日本が潰れるという言い方はいけんですけれども、だんだんこう……。だか

ら、今のうちに対策を考えとかないけんというので、お聞きしたわけでございます。

それから、今のコロナウイルスに対して、それは私たちがどうこうという……。ただ、知識として知っておきたいのは、先ほど言いましたように、細菌じゃなしにウイルスなんです。以前、細菌の感染で随分亡くなったペスト、あれはもう何千万人が亡くなったと。そういう感染されたら、相手の正体が分からないから——細菌の場合は大体分かるから、それをやっつけるものが出て余り今最近ではないけれど、ウイルスの場合は分からない。

ちょっと余談かも知りませんが、野口英世という偉いお医者さんがおられたんですけど、この人が黄熱病というアフリカで随分蔓延しておったのを、その病原菌を探した。ところが、菌でなく、ウイルスだったらしいです。だから、1000倍ぐらいの光学顕微鏡では見つからなかったから、とうとう駄目になってその人も感染して亡くなったんですけど、今はもう大きさ、電子顕微鏡で見ると見えるわけですけど。

ただ、その生活様式、ウイルスも分からないから対処の必要がないということですが、それはここに置いておきます。

それで、教育長は今現在の対策をいろいろ言われたんですけど、私が質問しとるのはアフターコロナといわれている、要するに先ほど言いましたように、教育も随分、様式が変わってくると思うんですよ。もちろん文部省、国の制度になると思うんですが、先ほどちょっと言われたオンライン教育です。今はそういうふうなことをやっています。

これもちょっとお聞きするんですけど、オンライン、要するに遠隔教育かな、その今の制度では対面授業じゃないと単位が取れないのか。何かちょっとそれを聞いたことがあるんですよ。その先生が直接、対面して授業を行わなければ単位が取れない、要するに卒業できないというのを聞いたんですが、それは本当でしょうか。ちょっとそれを聞かせてください。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 対面教育じゃないと単位が取れないかと言われると、それははっきりと私も今ちょっと答弁するのは難しいかと思うんですけども、いろんな例えば、通信制であったりとか、そういったものもあるわけですから、それで単位が取れないということはないと思いますし、ましてや今回のコロナ感染症の関係でやはりその辺のオンライン学習についても、文科省のほうからいろいろ通達等来ておりますし、そういった対応で十分学習ができるのであれば、単位を認定することは別に問題はないというふうに読み取っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） いや、それを聞いて安心したんですが。何かで見たんですけど、その対面授業じゃないと単位、要するに何時間、例えば理科なら理科の授業をしないと卒業できないという、ちょっと聞いたから。いや、それは文科省、国の政策で実際おかしなお話ですね。今

言われるように、インターネットのオンライン教育、これは今から例えば不登校にしても、あるいは病気などにしても、学校に行かれない人はどうなるかということなので。そのことは安心しましたので、分かりました。

それで、先ほど言われますように、教育長の御答弁は、マスクをするとか手洗いとか、そういう現時点での対応ですけれど、教育、人をつくる——つくるというのは言い方があれかも分かりませんが、教育は学校教育と社会教育があるわけです。その社会教育、今からなかなか——今でもそうじゃけれど、うわさ、何でもないことを言うて人を困らす。

今、ユーチューブですか、それによっていろいろうわさが広がって行って、自殺した人もおるといふね。この前、国会で麻生大臣が、民度が高いということを書いて、これもいろいろ問題発言だったような気がするんですけど、分かるんですよ。

要するに、本当に皆さんのことを、相手のことを思う気持ち、それがあれば誹謗中傷はない。何でもないことでうわさを作って、うわさというのは皆、面白いからだあつと広がるんです。今のウイルスよりもっとひどい、だあつと。それが初めにあったことより、こっちのほうがもう全然違う形になっておるのがあるんですが、そういう教育、社会教育です。それをせっかく今やっておられる公民館、公民館を中心にした、そういう計画というか、こういうあり方と。あり方はあると思うんですけど、実際にそういうこと、社会教育をどのくらい考えておられるか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 質問の趣旨がいまいち分からなかったんですけども、ちょっとまた違った答弁をしているようであれば御質問いただければと思いますが。

先ほどのちょっと補足をさせていただくと、学校教育においてオンラインの話がさっきあったんですけども、あれについて私は、先ほど松蔭議員の質問の中でも、いろんなうわさとか中傷が飛び交うというような話もありました。スクーリングの効果というのも重要だと思っていますし、全てがオンラインで終わるといふようなものでもないと思っています。人と人が対面しながら関わりながら、やっぱりコミュニケーション能力を高めていくということも当然必要だろうと思いますので、今、ICT化、そしてGIGAスクール構想とかで学校教育においても、そういう1人1台の端末をやって、またコロナの2波、3波が来たときにはそういうオンライン教育ができるような体制をやっぱり整えておく必要があると思うんですけども、全てがそれでよいというふうには思っていない。

それから、公民館のことなんですけれども、御承知のように去年までいろいろと公民館のあり方を検討してまいりまして、今年ああしてコーディネーターを配置して、いざ動こうかというところで、やはり公民館については集ってもらわないと話が先に進まない。やっぱり住民の方が

集う事によっていろんな意見を交わしながら進めていくべきだというふうに思っていて、それがこのコロナで集まることが難しくなった状況があって、ちょっとトーンダウンしているところはあるんですけども、今回の予算にも挙げさせていただいたように、やはり今後はそういったオンラインを活用したいろんな集まり方といいますか、そういったところにもやっぱり目を向けて、そういう対策も講じていかなければならないというふうに思っていて、公民館の主事等々とも今そういったことを実際にやりながら話し合いを進めたりしております。

今回、予算の中でWi-Fi環境を整えるような予算化をお願いしておるところでございまして、こういった環境が徐々に整ってくれば、そういったところも進めながら今後集まることもやっぱり考えていかなければならないというふうに思っています。

コロナ感染症後の町のあり方ということなので、そういったところも含めて今、考えているところであります。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私はどうも話が下手やし、ちょっと回転が悪いから質問がよく分からなかったかと思うんですけど、要するに人づくり、ええ大人になって人づくりも何もないと言われるかも分かりませんが、死ぬまで人はつくられていかなければいけない。それも基本的には相手のことを思いやる、要するに愛するんです、人が人を愛すると。そういう思いやるような形の人づくり、これは何ぼおじいさん、おばあさんになっても、これは続けていかにやいけんと思うんですよ。それがあれば変な摩擦にならないと思うので、その教育の場というのは公民館が今からはそこが中心になるんじゃないかと思うので、今のうちにそういうスケジュール、カリキュラム、そういうのを作ってほしいということでございます。

いや、もう答弁はいいです。そういうことです。私の言うことが分かったかどうかちゅう、分かりましたか。（発言する者あり）

それで、先ほどの地域商社のことですが、町長は、今までと同じように、ずうっとせっかく計画を立てておるんだから、それをどうでもこうでもやることは思っていないと言われた。それはそうですよ。それは今までのことと変わるわけですから、今までの計画、参考資料なんかも余り今からの計画に役に立たないと思うんです。今の地域商社ということについては、これはぜひやるべきで、要するに経済、産業振興に必要なことと思うんですが。

それで今、コンサルタントがいますね。あれを白紙にしたらどうかというふうに私は思っておりますよ。もう白紙にした状態で目標を決める、それで計画を練り直すと。

経済委員会でもいろいろなところに聞いて回ったんですけど、やることについては賛成だけれど、そのやり方、計画の立て方、これはこの前も言いましたけれど、要するに下から、下というか町民の方が皆さんよく理解して、よし、こういうものをやろうというふうな形のほうがええ

んじゃないかと思うので——今のコンサルタントは確かに頭もええ、情報も持っておられるか分からんけれど、それはこちらの話。それから、我々はこの辺の話からしないと、何かこうよく分からない。押さえつけられたような形で、ああ、こうやったほうがいい、こうやったら5年後には1億円の何が入りますと、そんなこと言われてもピンと来ない。だから、町民の皆さん、いろいろな団体、業界があるわけですので、それらがやったらと、皆さん言われるんですよ。

町長、今、コンサルタントは今からもずうっと雇って、月に100万円か200万円か払われるようですけど、それは考え直すことはありませんか、ありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域商社のことにつきましては、ほかの議員さんからも通告の中にはございますが、先ほど答弁をさせていただいたことに尽きるわけでございますが。

まず、当初、我々のほうが想定しておったスケジュールが全くこなせていない、ほとんどこなせていないというような状況でございますので、まずはやっぱりそこを一つはやってみないといけないなということで、これはまた協議をする、検討するレベルの問題もあろうかと思っておりますけれども、そこをまずやっていきたいなと思っております。

その結果といいますか、経過の中で申し上げましたように、事業の計画を軌道修正なり、変更なりしなければならないことも当然想定されますので、そこら辺りは柔軟な対応をさせていただきたいというふうに思っております。

今、人的支援と、それから設立準備の支援ということで業務委託のほうの予算も当初予算で可決をしていただいておりますので、それがために予算を執行するということでは当然ございませんが、有効に活用させていただく。それから、もう一つは、軌道修正をすれば減額の措置が当然あるわけでございますから、そこら辺りをしていかなければならないというふうに思います。

特に、人的な支援の部分につきましては、当初こうした形で進めていきたいということで先方にも御了解を頂いて、そして議会のほうにも予算も御承認を頂いたということもありますので、我々の思いだけで一方的にこれでもう終わりということには当然ならない部分がございます、契約の部分もございますので。ですから、今まずは当初予定しておりました会議を再開させていただいて、その結果をもって幾らかの軌道修正をしていかなければならないというふうに思っています。

今回の通告の中、全体的にはコロナの感染症の関係で、やっぱり将来的な終息後のところを見据えて今をどうするか、という質問の趣旨だろうというふうに私は受け止めております。

そうすると、やはり今から地域商社もそうでございますが、町の施策を今からどうしていくのか、終息後に。そこはやっぱり職員が我が事としてまずは受け止めて、そうした中で今をどうするか、今年度の当初予算を今からどういうふうに見直しをしていくのかというところをやはり考え



ていかなければならないということ。ここはやっぱり政策の立案能力、企画能力だろうと思いますので、まさにそこが職員それぞれに試される場所だろうと思います。

そうした意味で、9月の補正予算の編成に向けて頑張っていきたいと思います。地域商社につきましても、同様な考えで対応させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 大変難しいかと思うんですけど、再度お伺いするんですが、今、地域商社を作るために丹後王国ですかいね、あそこのコンサルタント、それを雇って、契約されておると思うんですけど、それを続けていかれるかどうか、もう全然別の形で計画の練り直しをされるかどうか。要するに、コンサルタントはもう契約解除、解除じゃ金が要るかも分かんが、金を払ってでも解除したほうが将来はいいような気が私はするんですけど。

それは私の思いですけど、要するにまだずっとそのコンサルタントを雇っていかれるかどうか、そこをちょっとお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど言いましたように、契約で事が進んでおりますので、今この段階でもうこれは打ち切りだとか、そういうことには当然ならないと思います。そこを今から検討もさせていただくと、そういったことも含めてだろうと思います。

それから、先日、4月の8日だったでしょうか、経済常任委員会が勉強会と申しますか、意見交換会をされたということで、そのときの様子もいろいろ担当のほうから復命も受けておるわけでございます。いろいろ本当に御意見があつて、拝見をすれば、傍聴をされた方からもたくさん意見を頂いているというような復命も受けております。

その中でやっぱり特徴的な意見、それは当然、経済常任委員会の委員の方もそうなんですが、傍聴の方からも御意見がたくさん出ていますけれど、象徴的なのはやはり組織を作るため、そのための計画であつて——今の計画はですよ、我々の持っている計画が。そのための計画であつて、言わば農家であるとか、それから加工業者のほうの育成をするというような計画には成り得ていないんだと。やっぱり生産者と申しますか、住民ファーストでないといけませんよというようなことが、あちこちで出ています。私は、やっぱりそこが肝だろうと思っております。そうしたことを踏まえて、今進めておる地域商社のその構想と申しますか、それがどうなのかということをやったり考えていかなければならないだろうと思います。

前回の全員協議会でお話を担当のほうからもさせていただきましたが、まだ本当に議論が全くと言っていいくらい熟しておりません、その熟す場面がないわけですから。まずは出かけていって、関係者の方といろいろそのディスカッションをしながら御意見を頂いた上で当然、経済常任委員会の勉強会の議論もそうなんですけれど、そうしたことをやっぱり参考にさせていただいて

進め方を考えていかなければならないんだろうと思っています。その結果として、その地域商社という構想は持ちながらも、それまでのプロセスをどうするのかということだと思いますから、そこはやっぱり考えていかなければならないということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） このたびは新型コロナがやがて終息するであろうということで、これは終息してくれないと世界が潰れちゃうということで終息した後のことを私、聞いたわけです。

教育のほうも、産業、その他、生活様式が変わることは目に見えているわけなので、それを指導者の方、それから職員の方もとにかく、もちろん一生懸命にやっておられると思うんですけど、その後のことをよくあれしてもらって——今の続きになるわけですけど、それをひとつよろしくやってください。

質問がよく分からなかったかもしれませんが、今後はちゃんと分かるようにしますので、これで終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、4番、松蔭議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時43分休憩

.....  
午前10時53分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 3点通告してありますので、順次、質問をしていきます。先ほどの質問とダブることもあると思いますが、私は私なりの思いで質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、コロナ後の経済対策。これは、町単独の対策をどのようにするのかということをお聞きしたいと思います。

御承知のように、このコロナ感染症で世界の経済は大きく傷ついて、多くの人命も失われたわけでありまして。ペストが14世紀に7,500万人ですか。スペイン風邪が1918年から20年に4,000万人。そのときに、日本人は40万人亡くなっています。

コロナは、昨日の統計で360万人で、25万人の方が亡くなっておられます。経済的にはバブル、リーマンショックを上回る規模でありまして、報道からの引用ですけど、財政金融支援がないと、日本のことなんですけど、11か月後に60万社が倒産の危機に陥るという報道があります。失業率は6.9%で、失業者は318万人、4月から6月期の経済成長率は戦後最悪であり

まして、マイナス30%台であります。私たちが経験しなかった未曾有な災害であります。

こういう災害に直面しまして、我々は、今まで地方分権なり地方創生を口にしながら、行政なり政治を進めてきたわけでありまして、ここは大きくかじを切る、そういう腹を据えた政策を取る必要があると考えております。いずれ、国がこういう状況になったときに、国から県、県から市町村、必ず財政面はもちろんのことでありますが、いろいろな施策で大きな影響が出てくることは想定できますので、町は町として腹を据えた行政を行っていく。そのことが今、求められているんだと思っております。つまり、自治力が試される時であります。それだけに、やる気のある自治体は、この困難を克服して大きく成長する時期でもあると考えておりますので、執行部の方も議会も知恵を出し合いながら、町民のために仕事をしていく。そのことを肝に銘じておきたいと思っております。

そこで、先ほどから質問にも出ましたように、町は病院なり指定管理施設なり、いろいろな、財政的に今から負担が出てくる要因を大きく抱えております。無駄な事業を本当に見直して、経済の立て直しと地道な産業振興に取り組むべきときだと考えております。

そこで、1つ目ということで、コロナ後の経済対策ということで、3点通告してありますので、順次、質問をしていきます。

先ほど、3番議員からもありましたが、町単独の支援を行うべきと考えております。国は特別定額給付金で1人10万円を支給しましたが、町もぜひ、この定額給付金を創設するべきだと考えております。基金を取り崩す、取り崩さないという議論もありましたが、こういうときに基金を取り崩さなくて、いつ取り崩すのかということでもあります。

3番議員は、1万円とも2万円とも金額を提示しましたが、私は、金額は提示しません。しかし、この制度は設立するべきであると考えております。理由は、今、町内のサービス業なり小売業なり飲食店なり、大変な打撃を受けております。ここには30万円という支援金を町単独で支給しましたが、やはり、それで足りるのかということと、住民の方もいろいろな面で不利益を被っているわけでありまして、まず住民の方にこの制度を、何ぼとは言いませんけど現金を支給して、そして町内で事業をする方の店を利用して、その資金を町内で回していく。そういう仕組みを、ぜひつくるべきであると思っております。

検討するとかしないとかという時間はもうありませんので、できないのだったらできないでよろしいですので、端的なお答えをお願いしたいと思います。

それと、2番目に、財政計画、事業計画の見直しであります。

財政計画は、昨年から3回見直されました。これがいいとか悪いとかではなくて、現実合った見直しだろうと思っておりますけど、その中で、普通建設事業費の削減が目立っておるわけですけど、果たして、そこだけをいじって財政を組み立てていくという方式は、正しいのかどうか

ということであります。このたびはコロナでありますけど、もし、未曾有の自然災害が起きたときにどうなるのかということも考えておかなければならないと思いますし、私たちは、二、三年前に、冬期の大雪と低温の影響を経験しました。業者さんが、まだ本当にここに根づいて仕事をされている。そのことでこの危機を乗り越えたわけではありますが、今の計画を見ますと、10年先にはほとんど仕事がない。仕事がないということは、業者も店を畳まなくてはならないということであります。今、コロナが起きてから200件の倒産が起きていますが、隠れ倒産というのは5万件だそうであります。事業が継続できる、負債が発生しないうちに辞めてしまうというのが5万件あるわけであります。

でありますから、やはり、まちづくりの中で、住民の皆さんの安全安心を担保するために、この普通建設事業費が、つまり業者さんが生き残れる規模の財源がどのぐらい必要かというのは、ただ単にペーパーの中で数合わせをするのではなくて、そういうこともしっかり考慮してやるべきだと思いますし。病院も、先ほどの町長の答弁もありましたけど、30年までに同じ支援をする計画で、たしか、なっていたと思うんですけど。例えば、今の計画どおりに公設民営になったとき、とてもそれでは賄えない金額、ましてや少子高齢化で患者さんは減っていきますよ。それで、高齢者もいずれ減っていきます。ということは、規模縮小になる。建物は大きい、規模は縮小になるということは、だんだん負担が増えていくということになると思いますので、その辺の見通しもきちっとするべきだと思います。

それに、3番目です。先ほど4番議員からの質問もありましたが、地域商社の事業の中止。これも町長が「議会が認めたから」と言われましたけど、私は、こんな本当、絵に描いたようなでたらめな計画が出るとは思わなくて、地域商社をつくることはいいことだという考えに今でも変わりはありませんけど、この程度の計画を出して、何千万円も使う、そういう気持ちは全くありませんでした。ましてや、財団法人に3,000万円の出捐金を出すなどということは、今のこのコロナ禍の中で全く考えられない。それは本当、私は様子を見るのではなくて、即刻中止すべきだと考えております。その辺のところも答弁をお願いしたいと思います。

それと、2番目の財政計画、事業の見直しに帰るわけですけど、一つの例として、山陰合銀のコンサルに、ゆ・ら・らなり、はとの湯なりのコンサルをお願いした結果が出ています。10年間で、たしか、ゆ・ら・らの場合は、修繕費なり指定管理料なりで、6億何がしかの金が必要だということが出ていましたけど、私はこの事業の見直しを言うのなら、むしろ宿泊施設は置いておいても、風呂の部分は建て替えるべきだと思います。これは企画課長にも1回話したことがあるんですけど、そのときに、「もう既に、山陰合銀のコンサルが決めておるから」という返事だったと思いますけど。私がお話ししたコンサルは、そういう案を示しました。そして、「それは大きければ何ぼでも大きいものはできるんだけど、吉賀町の規模からしたら、せいぜい3億円か

ら4億円の施設を建て替えたなら、今から、それは20年も30年もまた使えるわけですから」という話でした。

町長の考えをお聞きしたいと思います。まず、その3点をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員の、コロナ後の経済対策についてということで、通告のありました1、2、3点でございますが、我々が想定した以外の事案もたくさんありますので、足らずのところは、また再質問していただきたらと思っております。

まず1点目の、コロナ対策で、町単でのさらなる支援をとということについて、お答えをしたいと思います。

中小企業者、個人事業主、それから農林業者、児童生徒、高齢者など幅広い分野の方々に、十分とは言えないまでも、感染症対策や事業継続等の経済支援を実施または実施予定としております。6月3日の全員協議会でも御説明いたしました。今年度予算の見直しを行いまして、新型コロナウイルス感染症への財源を捻出することによりまして、今後さらに、感染防止や経済対策に取り組むこととしております。

先ほどもほかの議員さんから御提案もございました。いわゆる国の特別定額給付金以外に、さらにその上乘せという御提案もございましたが、現在のところの計画では、私のところでは今、持ち得ていないということをお知らせしておきたいと思っております。

それから、また繰り返しになりますが、前回の全員協議会で、1億6,000万余の単費を投じて、これは今までのことも含めておりますが、それ以後の予定も含めてお示しをさせていただきました。これが現在、町が持っております実施計画でございます。あとは、明日、可決されるであります。国の第2次の補正予算、さらにその配分、内示の様子を見て、計画の修正といえますか変更をしていかなければならないだろうと思っております。

要するに、どれだけの財源があって、どれだけの執行をしなければならない、あるいは、その優先順位を変えていくとかそうした手法になろうかと思っておりますので、現状の中でお答えをさせていただきたいと思っております。

それから2点目の、財政推計の見直しについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響は日々刻々と変化しておりまして、今後も地域経済に大きな変動が予想されます。こうした社会情勢の変化や町民ニーズにいち早く対応するとともに、職員一人一人がコスト意識を徹底し、既存事業の必要性、妥当性、それから費用対効果、こうしたものを改めて検証する必要があると判断し、年度途中ではありますが、異例の補正予算編成方針の策定を決断し、先日、御報告をさせていただいたところでございます。

それとの関連かも分かりませんが、中期財政計画のこともいろいろ御議論があったところでご

ざいますが、その中で、普通建設事業のお話がありました。当然、全体をコンパクトにしていかなければならないわけですが、そうした中で、普通建設事業のいわゆる先細りというのが見て取れるというお話だろうと思います。

当然、こうして梅雨期を迎えると、台風とか年間を通じて、災害が非常に気になるわけですが、そうしたときに、いち早く対応していただくのは、間違いなくこうした建設業者の皆さんでございます。したがって、業者を守る、あるいは業者を育成するという観点からも、財政計画もそうでございますが、普通建設事業等の予算確保につきましては、その折々の時期を素早く察知して、予算確保させていただきたい。当然、町内企業のほうへ優先的に発注をさせていただくというのは、いろいろな場面でお話は伺っております。この気持ちに、全く変わりはありません。

それから、病院のお話もございました。病院も、先ほど3番議員のときにも話をさせていただきましたが、中期財政計画の中で、一定の財政支援の準備はしているということでございますが、これはいずれにしても、あとは公設民営に移った後もそうでございますが、やはりその移行に向けてを含めて、病院のその規模の問題がございますから、これに見合ったような収支があるということでございますので、今からのその病院のありよう、形を見る中で、財政的な、やはり支援ということは必要になってこようかと思えます。まず、その前段で、先ほども申し上げましたけど、公設民営に移行するまでの、まずハードルがあるということは、先ほど3番議員のところで返答させていただいたとおりでございます。

ゆ・ら・らのお話もございました。これも再三再四、予算を上げるときもそうでございますし、調査分析の結果の報告のときも申し上げているとおりでございます。今、手持ちのその調査分析の結果、予算等の中で、順次、執行させていただきたいということでございます。

いろいろなその方針に基づいて、取組をしており、特に、今回のコロナ対策、経済対策については、非常にこれからの――要するに、いつまで続くか分からない、終息の時期が分からないわけですから、将来に向けていろいろなことを想定しながら、財源を捻出し、一方では、早い段階で中期財政計画を、いわゆる更新をかけているという作業が必要ではないかというふうを考えておるところでございます。

それから、大きい3点目の、地域商社事業の中止で、副題という形で、やくろ、企業組合の支援、育成というお話でございます。

やくろ、企業組合の支援、育成は、先ほどお話の中では触れられておりませんので、ここは割愛をさせていただきたいと思えますが、地域商社事業の中止ということについて、答弁をさせていただきたいと思えます。

これは、先ほど4番議員のときにお答えをさせていただいた内容と全く同じだろうと思えます

が、今回のコロナショックによりまして、グローバル化によるサプライチェーンの脆弱性、これは、いわゆるその経済の一連の動きとか弱点、弱さのことを指すわけでございますが、こうしたものが今回、非常に浮き彫りになりました。したがって、農産物の国内産需要が増え、また、非接触型の生活様式が普及することで、ビジネスの潮流も大きく変わってくるのが予想されるということでございます。

先ほど、4番議員のところでもお答えをさせていただきましたが、地域商社についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、関係団体との検討会議が延期するなど、地域商社設立準備への影響が出ておるような状況でございます。終息後の産業振興を進める上においても、地域商社のことについて必要性の可否——必要性があるのかどうか——それから、あるのであれば、そのあり方がどうなのか。こうしたことについて、やっぱり十分、議論していかなければならないというふうに思っております。

しかしながら、申し上げましたように、関係者によるその議論が全く熟していない、まだそこに至っていないというというのは、紛れもない事実でございます。先般の全員協議会で説明をしましたとおり、スケジュールは随分ずれ込んでおりますが、丁寧に議論を進めてまいりたいと思います。

もう一つは、これも、先ほど4番議員のときもお話をさせていただきました。経済常任委員会 のときに、多くの傍聴の方がいらっしゃって、その報告を私も受けておりますが、申し上げたとおりでございます。私の思いは、やはりその地域商社だけでなく、事を進めていく場合には、やはり、いわゆる生産現場のところをどうするかというところがまず必要だということは、あの報告を受ける中で、改めて痛感したところでございますので。

そうしたことも含めて、関係機関・団体のほうと意見調整——調整といいますか、意見調整ということになると、あるべきところに進めていくというようなことで、誤解をされてもいけませんけど。意見を交わしていきたい、検討をしていきたい、協議をしていきたいという思いでございますので、お伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 地域商社に関しては、別にコロナウイルスが発生しようがすまいが、この程度の計画で金を使うべきではないと私は考えております。それに、金の使い方が少し違う。まず、地域商社をつくるのなら、生産現場をしっかり育てて、いろいろな商社がありますけど、しっかり育てて、その物品をどうして有利に売るか。それをやるのが地域商社と思っておりますし。突然、ふるさと納税が出たり、ホップが出て、クラフトビールを作る。そういう突拍子もない計画が出るわけです。

ここへ、「地域力」というこのシリーズが、読売新聞で組まれていたわけですが、遠野市が、

ホップは日本一の生産です。まず、水はけがいい、涼しい、そういうところでないとホップはできません。それは置いておいて、大手のビール会社と提携して、ビールの里構想というプロジェクトをつくったわけです。その中で、遠野市がホップの生産を手がけたわけであります。

翻って、吉賀町はクラフトビールでも——クラフトビールというのは、今、全国で395か所、地ビールの製造所があるらしいですけど、大変、増加しておるのは増加しておるんです。増加しておるんだけど、そこには、ちゃんとした戦略がないと。ただ突然、「ホップを作ります」。しかも「ホップの生産者は、町内で1人です」。そのような計画で、金を使うのが今の時代に、金を使う、本当、それは無駄なことだと思いますよ。地域商社は、即刻中止するべきだと思っております。

また、せっかくコンサルを雇って、ゆ・ら・らなり、はとの湯なりの将来の設計をしたわけですので、これもきちっと生かさないと。生かされるとは思いますが、どのようにして、これを参考に経営を立て直していくのか、財政負担を少なくしていくのかということ、少し真剣に考えないと、ただ今までであったことを継続すればいいという時代ではないと思っております。そこら辺のところはきちっと、町長の指導のもとに行っていくっていただきたいと思っております。

それで、今、やくろと、企業組合のお話が出ましたので。私は、これは農業者支援ということで、ここに書いたわけであります。

コロナの影響で、外出が制限されたわけであります。そのことによって、外食向けの食材が全く売れていない。ここに、ちょっと統計がありますけど、ウズラの卵はマイナス80%、ギンナンがマイナス82%、ワサビがマイナス43%、パセリなりハーブ類が30%という、外食によく使われる食材が、軒並み値段がつかないような状況になってございます。マグロもそうでありまして、特に高級食材と言われるものの値落ちが大きいわけでありまして、ここで、島根県は経済対策に、農業支援に29億円の予算を組んでいます。シャインマスカットなり、しまね和牛なり、大きなものがありますので、向こうの出雲地方のほうは大変なんだと思っております。

町内にも和牛の生産者なり、乳牛なり、鶏なり、生産者がおられます。ちなみに、牛でいいますと、1頭当たり35万円から40万円の値下がりだそうでありまして、特に、高級なAランクの肉を生産する牛は、この下落がひどいわけでありまして、農家も多分大きな損失を被っていると思っておりますので、この辺のところも、しっかり手当てをする必要があると考えております。

それと、やくろなり、企業組合に少しお話を聞いてみたんですけど、やくろも今のところ、生産されて出品されておる品物は、ほぼ売れているということでありました。しかし、お客は少ない。そして、これが長く続くとどうなるのかという不安は持っております。そこが、このコロナウイルスの分からないところでありまして、この辺のところも。

農業大学を卒業して新しい子も入っていますし、営農指導もしていますので、充実はしておる



わけですけど、農業者を守る、直接、農業者に支給するとか何とかじゃなくて、あそこも170人か180人の会員がいて、そこで生計を立てられておられる方もおられるわけですので。それと、介護予防、医療予防に大いに役立っておるということもありますので、ここのところはしっかり。やくろは町長が会長ですので、その辺のところは行き届いておるんだらうとは思いますが、しっかり手当をして、農家を守るということをしていく必要があると思います。

それと、企業組合ですけど、これは民間の理事10人が、本当にボランティアで運営されておるわけでありまして。いろいろな話を聞いていますけど、少し町も手当てをする必要があると思います。ぜひ、企業組合の方と産業課は話して、しっかりとした手当てをしていただきたいと思います。

その辺のところの、町長の考えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどの続きで、ゆ・ら・らのお話がありましたけど、これは先ほど申し上げたとおりでございます。高い予算を使って、調査業務、分析に当たったわけでございますので、それを今度は、いかように変えていくかということでございます。特に、ゆ・ら・らにつきましても、宿泊施設もあつたり、規模が非常に大きいということもありますので、これから改修工事を当然、控えているわけでございますが、有利な国の補助金であつたり、交付金であつたり、そうしたことも模索しながら。

それからもう一つ、発注の仕方です。どうした形がいいのかということで、まさにこれまでの調査業務を参考にさせていただいて、今、担当のほうで検討をさせていただいております。また、しかるべきときには、議会のほうへ御報告なりお願いをさせていただく時期が来るのではないかとこのように思っております。

それから、地域商社の関係で申し上げますと、申し上げましたように、やはり、その経済常任委員会のほうと引き続き、我々とすれば意見交換もさせていただきたい。そんな思いでございます。それは我々の思いを突き進めるがためのということでは決してなくて、やっぱり、その思いのところをすり合わせをまさにしていくということが、やっぱり作業が必要だらうと思います。また、産業課等とそうした調整もさせていただきたいなというふうに思っております。

農家とか畜産農家のお話がありました。特に、畜産農家につきましても、別の議員さんから、今回、一般質問の通告の中にあるようでございますが、我々ではなかなか計り知れないような支障が、影響が出ているということでございます。

町内では、8戸の畜産農家の方が、おおむね今、70頭ぐらいですか、飼育しておられるということのようでございます。これも非常に、一番近くの市場は益田でございますが、本当に今年、年が明けて、このコロナの関係で、本当に価格がどーんと落ちたということでございます。

そうしたこともあって、今、国、それから県も後追いで支援策を講じているということがございます。なかなか、国の持続化給付金もそうなのですが、手続が非常に煩雑ということと、もう一つは、収入が下がった分を、単刀直入にその穴埋めをする助成金はないわけです。次に向かって何かを施せば、その経費に対して助成をしようと、こういうことなので。やっぱり制度の運用のつくりが非常に現場の農家さんであったり、それから畜産農家の方は非常に難しいんだろーと思えます。そのために、まず資金をやっぱり準備をしなければならないということがございますから、そのために、どうした支援の方法があるか、これを今、産業課のほうで検討させていただくというような準備もしているところでございます。

やくろのお話ありがとうございました。先立って、やくろの専務のほうから、この2月以降の、いわゆる現場での売上げの状況も報告をいただきました。見ますと、幸い3月は90%台でした。前年比、同月で。ところが、年度が変わって、4月になると70%になり、5月になると40%台にまで落ちていました。隣のゆ・ら・らが再開をしたり、それから非常事態宣言が徐々に緩和されてきましたので、少しずつではありますが、収支が戻っていけばいいがなということで期待をしているところでございます。現場のほうも非常に、今年、若い方を採用させていただいて頑張っておりますので、公社全体で。町の行政のほうとしましても、支援をさせていただきたいと思えます。

それから、企業組合。当然、今、御案内のとおり、廿日市のアンテナショップのほうを運営をさせていただいたりしております。私も広島のほうへ行く機会があれば、あそこの現場のショップのほうにも立ち寄りさせていただいて、店長さんともお話をさせていただく機会がありますし、店長のほうもこちらにお出かけいただいたときは、町長室のほうへ寄って、意見交換もさせていただいておりますが。やはり、現場の生の声を聞くということも当然、必要でございますので、所管の産業課のほうと、当然、現場に行ったり、それから意見調整をさせていただくということは、心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） すみません、教育委員会に質問をしておるんですけど、ちょっと順番を変えて、最後といいますか3番目にさせていただきますので、すみません。

町長に、遊休施設の活用・利用の基準を設けて、積極的に利用できる仕組みをつくるべきであるということで、通告しております。

ほかの自治体を見ますと、島根県でやっておる、小さな拠点づくり事業にしる何にしる、島根県に限らず、シェアオフィスなり、カフェなり、加工所なり、いろいろな利用をされておるわけでありまして。1つの例を出しますと、柿木の旧中学校の跡地なり、蔵木の中学校の跡地、そして、今から多分、増えてくるであろう集会所の利用なりそういうのを、基準を設けて活用すべ

きだと考えております。

神山町の例を出すわけでもありませんけど、今、本当に、このコロナの関係で田舎に、田舎と  
いいですか、都会から田舎を目指す若者。若者といいますが、若者なりUターンなりが、20%  
以上、以前より増えたという統計が出ております。それより何より、こういうのを一生懸命、最  
大限に活用して、地域の活力を生むべきだと考えておりますので、町長の答弁をお願いしたいと  
思います。時間がありませんので、端的にお願いします。こういう利用を促進する考えがあるの  
か、どうなのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、遊休施設の活用ということで、お答えをさせていただきたい  
と思います。

土地の遊休施設につきましては、町の取扱要綱がございまして、売払いができるということに  
なっております。それ以外の遊休財産についてでございます。

活用・利用に関する基準等は設けておりません。平成29年の3月に策定をしております、公  
共施設等総合管理計画の中におきましても、個々具体の手法について、活用方法については定め  
ていないというのが現状でございます。

こうした中でございますが、私もいろいろこう当たってみますと、先進的な事例がたくさんあ  
りました。私が情報として、今回、目にしたのは、栃木県の県有施設の取扱いの問題と、もう一  
つは、大分県の玖珠町。ここは、今年の2月か3月だったと思います。これは、町村会のほうか  
らいろいろ情報提供していく中で、そうしたものをつくったよという、いわゆるガイドラインで  
す。つくったということで、その情報は私も持ってございまして、非常に立派なものがあるわけ  
でございます。こうしたことも参考にさせていただきながら、これからのことについて考えてみた  
いなというふうに思っております。

それから、町有財産全体についてでございますが、これは、これまで何回も議会のほうに申し  
上げておりますように、町の総合管理計画を、手持ちの計画を持ってございまして、これに基づい  
て、個別の施設計画といいますが、管理計画を今年度末までにつくるということにしております。  
この中で、今からその施設をどうしていくのかということが明らかになるということございま  
す。

ただ、その明らかにする内容は、なかなか個々具体のことにはならないかと思いますが、その  
中で一定の方向性は出せるのではないかというふうに考えているところでございます。当然、そ  
の策定ができた段階では、議会のほうにもお示しをさせていただきたいというふうに考えてい  
るところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私がなぜこんな質問をしたかといいますと、実際に今、都会からこういう施設を探している方がたくさんいて、競争になっているわけでありまして。どこの施設とは言いませんけど、吉賀町にはオファーが来ておるわけでありまして。だから、こういう使用の規定をつくって、ちゃんと受け入れる姿勢を示すべきだと考えて、質問をしたわけでありまして。

ぜひ、検討じゃあなくて、早急にやって、もし条件が合えば、受入れをするということを実現していただきたいと思います。いろいろなことが、時間の制約はあると思いますが、それにしても、せっかくここを選んでもらえるということであれば、先ほど町長が言われましたように、UIターンで、19年は吉賀町は2番目ですよ。それほど人気のある場所ですので、ぜひ受入れができるような状況をしっかり作っていただきたいと思います。

次に、3番目に、教育格差対策ということで、教育長にお聞きします。

御存じだと思いますけれど、私立と公立、都市と地方、そして親の経済力、これで子どもの学力に随分差が出てくるという統計が出ております。それは別として当町でも4月20日から約3週間ですか、長期にわたって学校が閉鎖されたわけでありましてけれど、その影響はどの程度出ているのかということと、授業に影響が出ていけば、どういう対策を取られているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、オンライン授業等の教育環境の整備を急ぐべきであるということをお聞きしておりますけれど、これは国の対策として1人1台ずつパソコンを配布するということですので、そのことを待ちたいと思いますけれど、私が思うのは、この活用を家庭学習あるいは長期の休暇、夏休みにどのように取り入れていく考えなのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと先ほど、これは教育長の管轄ではないと思いますがけれど、子育て支援で学校の給食無償化をされていますけれど、教育委員会として、やはりそこは子育てと教育というのは別の問題と考えて、それだけの予算があるんでしたら、やはり子どもの教育のために予算は取るべきだと私は考えております。つまり、所得制限でも何でも設けて無償化をやめさせて、その浮いた予算を子ども自身に投資するべきだと思っております。その辺のところの考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 10番議員の御質問でございます。教育格差対策ということでございますけれども、このたびのコロナ感染症の関係で町内の小中学校の休校も行ったわけですが、まず最初は3月2日から24日まで、そして2回目が4月20日から5月10日までということで年度末、それから年度初めの貴重な時期の休校を余儀なくされました。

10番議員が御心配のように、休校による学力の低下や学習の遅れが懸念されるところでございます。

先ほど言いました、3月2日から24日の休校分の授業日数の不足は実質16日というふうに見ております。通常の場合、年度末のところではほとんどの教科は2月中に教科書を終える計画で年間の授業を進めておるところでございますけれども、一部、計画どおりにいかない、いってなかったところもやっぱりありますので、学習の進捗の関係で未履修があったところもあります。その部分につきましては、休校中にワークシートやプリント等で終えるように担当教員が指導をしておりました。

また、学年末の復習などのために未実施のテストやドリル、プリント等をまとめて配布をして家庭で学習できるよう工夫をしたりしております。

また、一部の学校では、未履修があったところは新学期に入ってから、新学期当初で一部履修をしたところもございました。ちょうど年度をまたいでおりましたので、例えば小学校6年生は卒業して中学校へ入る、中学校3年生は卒業して高校へ入るといようなことになるわけですがけれども——そうなると、同じ小学校の中であれば、そういった臨機応変に対応もできるんですけども、もう学校が変わってしまうといようなこともあるので、小中学校の関係で言うと、町内の校長会等でその辺の指示をして、うまく引継ぎをしてくださいということをお願いをしたところがございます。

それから、4月、5月の休校分でございますけれども、これについてはゴールデンウィーク等もございましたので、実質11日の不足だろうというふうに思っております。

それで、現在のところ、町内の各小中学校とも1学期を7月31日まで延長するというように対応したいと思っております、これによって7日分の授業日数が確保できるというふうに見ております。

あとにつきましては、2学期の始まりの日を——通常でも各校ばらばらなわけですがけれども、その辺で調整をしてもらったり、陸上大会や音楽会などの行事を中止することによって授業時数を確保するなどの努力もしてもらっておりまして、今後、新たな休校がなければ、十分学習の遅れは取り戻せるのではないかというふうに今、現場のほうからは聞いておるところでございます。

ただ、長期の休校が続きましたので、その弊害として、児童生徒の精神的な部分での心配もあります。長期休校があったことによるストレスもあるんですけども、先ほどありました学習の遅れだけに注目をして、勉強を過度に押しつける——例えば、一日5時間の授業を6時間にしたりとか宿題を多く出したりとか、そういった押しつけるような指導にならないように注意をしなければならぬというふうに思っておるところでございます。

あとオンライン学習の御質問もございました。これについてはもう6月3日に全員協議会で御説明をさせていただいておりますので、今後の取組等についてはそういうことなんですけれども、

ちょうど昨年から本年度の当初予算に計上するために学校のICTの機器更新の準備を進めておりまして、そこに国からのGIGAスクール構想が出てまいりました。その上にコロナの対策ということでオンライン学習を進めるために1人1台端末を加速化するというので、GIGAスクール構想もギアをオーバートップに入れ換えて進めるような状況が出てきているところがございます。その辺のところを今定例会の6月の補正予算にも計上させていただいておるところでございます。

先ほどもありましたように、そういったところでGIGAスクール構想も進めていきたいというふうに思っているところがございます。

あと家庭学習とか長期休暇のときにどういうふうな使い方をという話もあったんですけども、環境整備といいますか、機器整備はこうして予算を計上して進めるわけなんですけれども、実際そこに利用する家庭の環境が整っていないという実態があります。

今ちょうど各保護者宛てにそういう環境の調査を進めておりまして、大体その調査結果がそろったところではあるんですけども、家庭によって本当、環境が違ってきます。ただ単にそのオンライン学習をするというふうに言われましても、やっぱり家庭の環境が整っていないとそれに対応できないし、ある程度、町が実施する上には平等性も担保されなければならない中でいろんな課題を抱えておりまして、じゃあ実際に家庭学習とか長期休暇のところでどういうふうにこれから利用していくかというのは、かなりまた検討しなければならない課題が山積しております。

また、先ほどのお話の中で、給食の無償化のお話もございました。これについては給食費の無償化を続けてきておるわけなんですけれども、町の方針としては今後もこれを継続していきたいということでございます。

子どもの教育へその予算を回してはということなんですけれども、無償化は無償化としてやっぱり予算を取るわけなんですけれども、私が思うに、教育的な見地から考えれば、どちらかという保育料であるとか放課後児童クラブの無償化のほうが、教育的に影響が大きいのかなというふうに思っています。医療費の無償化と給食費の無償化と、ちょっと質が違うのかなというふうにも思っているところでもあります。

そういったところも考えながら、これも政策の一つでありますので、じゃあ今すぐ無償化を検討しようというわけにもいかないと思いますけれども、そういったところでちょっと御理解を頂ければというふうに思いますし、子どもの教育を保障するのもやっぱり私たちの仕事でございますので、その辺はその辺としてしっかりとやっていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を頂ければと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） せっかくこうしてオンライン授業、教育が緒につくところであ

りますので、今言われましたように、いろいろな家庭環境もあるでしょう。まだ子ども部屋もない、パソコンを置くところもない家庭もあるというような報道もされていきましたので、いろいろな事情はあると思いますけれど、やはりこれを有効に使って、いずれ社会に出ていく子どもたちがしっかり学力を身につけられる、そういう教育を目指していただきたいと思います。

それで、その中で先ほどのこれを社会教育に使用するのかという質問もあったと思いますけれど、実際にとるところもあるわけでありまして、その中で「贈物は誰のためにか」という吉賀の教育委員会が主導して、小中学生が高齢者にマスクなり、いろいろなものを作って贈ったという大変心温まる記事が出ていました。今は教育イコール学力のことを言いましたけれど、人の痛みが分かる子どもたちの教育にも、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、10番、庭田議員の質問が終わりました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の一般質問を再開します。

4番目の通告者、7番河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、2点、通告してあります。

まず、林業についてですが、町内の木材伐採の状況について、まずお伺いします。

現状ですが、昨年から今年にかけて町内での伐採・搬出状況をチェックされているかということです。民有林は、保安林、これは県への届出、普通林が町への届出に区分されています。町内の約3万ヘクタールの山林ですが、うち国有林が約7,000ヘクタール、残り2万3,000ヘクタールが民有林となっていると思います。

森林の土地や立ち木等の権利、管理は、それぞれ所有者となると思いますが、その森林の機能として、木材等生産機能と公益的機能とがあると思います。その公益的機能の中には、水源涵養機能、山地災害防止、土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能等があり、木材生産は大変重要で経済的効果も多くあります。また、それぞれに、その機能と役割等もあると思います。

この公益的機能を損なうことなく伐採を進めていく。そのためには、まず、町が今の状況を把握していることだと思っておりますが、まず、このことをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の1番目の町の林業についてということでございまして、まず、1点目の現状についての認識はということでお答えをしたいと思います。

町内の伐採状況につきましては、正式な届けをされているものは全て把握をしているところでございます。議員の御質問のとおり、民有林は保安林と普通林がありまして、保安林は島根県、普通林は吉賀町が管理しておりますので、普通林につきましては、吉賀町で把握しておりますが、保安林につきましては、島根県からの情報提供により把握をしているというのが現状でございます。

伐採状況につきまして、申請件数、あるいは面積等につきまして数字も持ち得ておりますけど、なかなか小さい数字を申し上げてもどうかと思いますので、ここ3年のところの県、町が把握しております数、いわゆる申請件数について、まず御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、県管理になります保安林でございますが、平成29年が申請件数31件、それから30年が22件、それから31年が32件ということで、この3年間では85件の申請件数があったということで、面積でいいますと、これは当然、皆伐、間伐、双方あるわけでございますが、700ヘクタールを超えるぐらいの面積でございます。

それから、町が把握しております普通林でございます。同様に、これまで直近の3年で申し上げますと、平成29年が13件、30年が53件、平成31年度が20件ということで、3年間で86件ということでございまして、面積、総トータルで申し上げまして78ヘクタールということですから80ヘクタール弱というような面積の状況でございます。

保安林につきましては、立木の伐採申請のほか、作業道等を開設するなどの土地の形質変更がある場合にも申請が必要となりますので、島根県において、箇所の把握及び作業に対する指導がなされております。

一方、町が管理いたします普通林でございます。これにつきましては、伐採に対する届出制度のみでありまして、作業道の開設などの土地の形質変更における届出義務がございませんので、作業道の開設などの土地形質変更に対する作業方法や開設箇所の把握はできていないというのが現状でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） かなりの件数がありますが、昨年度より森林整備計画の中で、システムの運用や森林環境譲与税も活用し、体制の整備を行うとあります。また、今年度より森林整備活用担い手育成事業において、その中の目的や実施内容の中で、持続的な森林経営ができるようなシステムを考えるとあります。

搬出方法には、いろいろとありますが路網の整備が重要と思います。作業道などを造られて搬出されていますが、計画にあるように持続的に使用できるような道造ることが今年度の事業の一つと思います。

吉賀町森林整備計画という指針があります。生産機能や公益的機能が将来にわたり持続し、利



用できる、維持できる路網計画であること。まず、道がなくては、いろいろな作業が大変です。

町に存在する森林3万ヘクタールは、国有林、これは国の管理、保安林は先ほどから県の管理と。これは国や県の管理といえども、いろいろな公益的機能を備えています。水源涵養では、高津川の水量の保持、災害防止や環境保全、保健休養林など、私たちの生活と密接に関わり、自然の中で豊かな生活を送れる、欠くことのできない大切な自然だと思います。これから先の指針となる町独自の取決めをつくり、育成事業を進めるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、いわゆる一つの指針をつくりなさいという御質問でございます。お答えをしたいと思います。

御紹介もございましたが、今年度から実施する林道作業班の育成事業におきまして、環境と調和の取れた、いわゆる壊れない作業道を開設することとしておりまして、これらの開設方法や循環型林業の普及について、研修会などで普及啓発を行っていくという予定にしております。

2月の全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、今年度から、総務省の所管であります地域おこし協力隊と、もう一つは森林環境譲与税、この2つの制度を活用いたしまして、森林資源を有効に活用するため、永続的な森林経営が可能な管理システムの構築と、そのシステムに沿った造林、それから作業道の開設、収穫までを実施することのできる林道作業班の育成を目的に、森林資源活用・担い手育成事業というものを実施するということを御紹介をさせていただいて、係る予算も議決をさせていただいたということでございます。

この事業では、永続的な森林経営を行うために、環境に配慮した木材生産と育林経費を少なくする低コスト作業を行ってまいります。そのためには、路網を活かした車両系システムでの作業が最適でございますが、やみくもに路網を整備すれば、山地崩壊がおのずと発生いたします。環境と調和の取れた林業を進めることができないということでございます。

道づくりにおいて急傾斜が多い本町の森林では、大きい機械での広い伐開は山地崩壊を招くおそれがあり、必要最小限の伐開で壊れない道づくりを行う必要がございます。このようなことから壊れない道づくりを基本とし、この路網を生かした木材生産技術を習得する作業員の育成をしていきたいと思っております。

この事業で育成した森林作業員をモデルとして、壊れない道づくりや低コストでの木材生産方法などの研修を林業事業者や自伐林家の方に実施をして、広く普及啓発していく、そんな予定でございます。

そうした中で、御指摘にもございました崩れない道づくり、どうした、この基準とかルールになるか分かりませんが、研修を通して研さんを深めていただきたい。そして、それを全町に広めていくというような構想の中で、2月の全員協議会で御紹介したような制度を構築をしたとい

うことでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 県の農林水産部長さんも新聞に投稿されていたんですが、県も循環型林業を発信すると言われておられます。全国植樹祭が1年延期となりましたが、県は、先進県としての意義を発信していきたいと新聞に発表されています。

林業行政の二本柱として、製材工場を増やして、木材価格を引き上げて、林業経営の収益性を上げる。また、農林大学の機能強化や定員の拡大によって、島根県に若い人材を呼び込みたいと。製材工場や、私は木材市場もと思うんですが、町の林業の核になると思っているんですが、この吉賀町森林整備計画の中にも、ちゃんと公共建築物等における吉賀町産木材での利用がうたっています。木工加工や燃料としての利用。昔は、柿木に国有林の貯木場もありました。大変にぎわっていました。この西中国山地にしかない樹木もあり、木材を中心とした事業もでき、町にぎわいが生まれるのではないかと考えているんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 県の農林水産部長さんもコメントをされて、これは、さきの新聞でも御紹介があったところでございますが、それを踏まえての製材工場の新設という御意見であろうかと思っております。

現在、高津川流域には、川下に当たります益田市を周辺に製材工場、それからチップ製造工場がありまして、新規で製材工場を新設すると木材の取り合いになりまして、運営していくことは難しい面があるかと思えます。しかし、大型の製材工場ではなくて、投資金額の少ない小規模で簡易な製材機械での製材は可能性があるのではないかというふうに考えております。

今年度から、地域おこし協力隊を指導していただく予定でございます林業事業体、これは奈良県のほうにあるわけでございますが、大型の製造ラインでは手間がかかり生産されない特殊な建築材——長尺のはりなどが、そうだろうと思えますけど、簡易な製材機械で生産し、付加価値をつけて有利に販売をしているというようなことでもございます。

また、針葉樹による建築用材だけにとどまらず、町内に多く賦存いたします広葉樹をまきとして利用することや家具製品の材料として加工するなど、大市場ではなくて、いわゆるすき間の市場、そうしたところを探して有利な価格での取引ができるように自ら木材の価値を上げ、採算性を向上させているということでございます。

このような方法は、大企業や大規模流通の中で行うということは難しいわけでございますが、小さい企業は小回りが利くということでもございます。小さいロットでも積み上げていくことで、有利に展開するのではないかということの可能性を秘めているということだろうと思えます。

こうしたことで、森林資源活用・担い手育成事業では、低コストでの木材搬出と併せて多種多

様な木材の利用、加工を検討して木材の価値の向上を目指すというのが、今回、産業課のほうで、今年度から何年間かけて行うという、この全体のスキームでございます。

今年の10月から第1号といいますか、地域おこし協力隊も雇用させていただくということで、3年のスパンでやってみるというような計画でございますが、大いに期待もしているところでもございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど紹介しました吉賀町森林整備計画の中の吉賀町産材を使った建築、これを進めるべきだと。建築材と先ほど申しました多様な樹種があって、いろいろな木がありまして、用途により使うことができ、貴重な木もあるのではないかと考えております。よそにはない吉賀町でしかできないような住宅ができるのではないかと考えていますので、力を入れて事業を進めてほしいと思います。

このたびの森林資源活用・担い手育成事業、先ほど町長が紹介されましたが、やみくもに路網を整備するのではなく、木材搬出だけで作業道を造るというのでは、いろいろと山地崩壊を引き起こすおそれが多くあると思います。

安全であること、これから大雨や台風等は来ますが、土砂災害等の原因にならないような、発生しないような、このいろいろな事態に町は対応しなければなりません。そんなことになる前に未然に防ぐにも、やはり国の指針、県の指針、そして一番大事な吉賀町の山を守るという、景観を守るという、そういう観点から町の指針、方針を示し、これを、まずクリアしてもらおうと。壊れない作業道の造成とか、まず、そういうことを早急に取り組んでほしいと思います。

それから、次、2点目の移動手段についてお伺いします。

最近、近隣の市や町において、路線バスの減便、廃止が発表され、交通網の変更を計画されているようです。当町でも、交通網形成計画に変更が生じることはないかお伺いします。

浜田市では、山間部の路線バスの減便により、代替交通で登下校をすることになり、益田市では、廃止区間をデマンド型乗合タクシーで実証実験を行うと発表されました。当町の広域線で計画の変更は生じないか。交通機関の存続は、利用者数によって決まると考えています。多いと増便に、少ないと減便、廃止に、当然のことと思います。民間事業者は、限界まで頑張ります。バスもタクシーも乗って残す。利用して残す。そのためには、まず、利用しやすい、乗りやすい交通網やバス、タクシーであることと思います。本当に、この形成計画で大丈夫だと思われていますか、併せてお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、2つ目の大きな質問でございます。移動手段の確保についてということで、いわゆる交通網形成計画への影響のところについて触れさせていた

だきたいと思います。

通告にもございましたように、近隣の市町におきましては、路線バスの減便、あるいは廃止が発表されまして、それによって、いろんな計画に変更を来たしているというような状況でございます。

幸い、吉賀町におきましては、そうした事情にはなっておりませんので、今、持っております吉賀町の新しくつくりました交通網形成計画には影響がないということを申し上げておきたいと思っております。

ただ、先日6月8日に、冒頭のところでも挨拶で申し上げましたが、知事とのウェブ会議がございました。そのときに、テーマはコロナ感染症対策のお話でございましたので、私は、そのときに何点か知事のほうへお願いとか、現状のお話をさせていただく一つに、地域交通維持について、しっかり県としても支援をしていただきたいというお話をさせていただきました。

これは、なぜかといいますと、御紹介にもありましたが、今回のコロナの関係で非常に地域交通が疲弊をしたということです。吉賀町でも、まだ、そこには至っておりませんが、現状を申し上げますと、ああして町内の小中学校、あるいは高等学校が休業、休校に至った。そうすると、必然的に通学等で使うことがありませんので乗車の数が当然減ってきます。

それから、一番、一般住民の方にとって大きいのは、石見交通の広益線、益田から広島に通う、いわゆる俗に高速バスですけど、これも便数が減ったりということが起きました。

ということで、特に高速バス利用者の方は、私も、いろいろお伺いしておりますが、当然、買物とか、そうした用もあると思いますが、どうも多いのは、市内の病院へ通院をされたり、それから、町内の医療機関で、開業医さんとか六日市病院で診察を受けて、その精密検査であったり、後の通院であったり、そうしたことで使われる方が非常に多いようです。

特に広島バスセンターを降りますと、隣が市民病院ですから非常にアクセスもいいということもあって、そうした意味で石見交通の広益線、高速バスについては便が減る。これは、場合によっては、本当にこういった状況が長く続くと、先般も石見交通の代表の方と、ほかの会議で顔を合わせることもございましたが、非常に危機的状況なんだということで、県知事に対しても、いろいろな支援の要請もさせていただきたいということでございましたが、私も同感でございまして、ああして地域交通がなくなるというのは、本当に大きな影響が出てくると思います。

そうしたことも含めて、先般のウェブ会議で知事のほうにも、町内のバス事業者もそうでございますし、それから広域の——直接的なことで言うと、今、紹介させていただきました石見交通になりますけど、そうしたところのいわゆる圏域、あるいは拠点と拠点を結ぶような確保と申しますか、永続的に持続できるような交通体系を維持するための支援をしっかりと行っていただきたいということを、あえて申し上げさせていただきました。

ですから、現状では、交通網形成計画に影響を及ぼす、支障を来たすような事態にはなっていないわけではございますが、こうした状況が長く続くと、町内のバス事業者、それから広域で動くバス事業者、やむなく、これはやはり経営ですから、路線を廃止をしたり、それから、その前段で便数を減らしたりということが想定をされますので、我々といたしましても、住民の皆さんの移動手段を確保するというところから、いろいろな支援もさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 交通網形成計画の中で、運転免許自主返納者への支援事業を早急に進めるべきだと思っておりますが、この事業には、ふるさと納税の事業で皆さんに応援してもらっていると思っております。昨年的一般質問でも、町長は、返納し、申請された方が実際にどのくらい利用されているか検証してみる必要があると答弁されています。

今、町内2か所でタクシーの実証実験等が行われていますが、一定の自己負担がかかっています。この負担率を、その地域や年齢等により取り決め、1年でなく何年も続けて利用できるような、そういうシステムにする。

運転免許自主返納者や高齢者の方々が安心して暮らせる、移動できる、高齢者に優しい町にふるさと納税で応援してもらえるのではと思っておりますが、町長はどう思われておられますか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、運転免許の自主返納者への支援ということでお答えをさせていただきます。

分析もしてみたいということを以前申し上げておりますので、少し数字を並べて恐縮なんですけど、申し上げておきたいと思っております。

支援の内容では、交付実績を端的に人数でお知らせをしたいと思っておりますけど、制度を開始をいたしました平成29年が17人でした。30年が13人、それから31年度——それぞれ年度で申し上げますけど——13人、そして、本年度が、まだ始まったばかりでございますが3人ということでございますから、制度を開始をした29年度以降で46人と現在の段階ではなっているようでございます。

現在、有効期間のある方ということでございますけど、今、14人おられまして、うち6人の方が利用が見受けられまして、残りの方は余り利用されていないということ、バス業者の方からお聞きしているというのが現状でございます。

利用しておられない、その理由でございますが、交付を受けられた方からは、自宅から停留所までの距離があるということ、それから、先ほどもちょっと御紹介しましたが、バスのダイヤの

便数が希望時間に合わない、こうしたいろいろな理由があるようでございます。

現在のバス運行形態につきましては、区域運行のデマンド型乗合交通に見直しまして、買物、それから通院等のしやすさに配慮をしたダイヤ、それから便数となる予定でございます。

全てが御満足いく内容とはならないかもしれませんが、当面は、今、計画をしておりますその中でバスの運行形態を検討の上、変更していくということにしておりますので、今、制度としてあります高齢運転者の免許の自主返納制度、これについては、しばらくは変更せずに、バスの運行形態のほうで、幾らかその利便性を高めていくというような工夫を、まずやってみたいなというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、それにはやはり時間がかかりますから、その検討の中で、幾らかの支障を来たす部分があるということであれば、これはまた柔軟に対応していかなければならないと思います。

それから、タクシーの助成制度の件がありました。これは、ほかの議員の方からも、今回、通告いただいておりますけど、今、2か所、立河内・幸地、木部谷・大野原地区で実証実験をさせていただいて、当然、検証もしなければなりませんけど、まだ始まって本当に数か月、折り返し地点にも、まだ来ていないような状況です。まだ数か月の実証実験でございますので、こうしたことをしっかり、またこれも検証をさせていただいて、この実証実験も、いわゆる交通網形成計画の中で、今、取り組んでいる部分でございますので、利用される方、あるいは利用されなかった方も含めて、いかようにしていけばいいかというのは、また、地元の方と協議を重ねていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ただ、私は思うんですが、1年でなく、やはりずっと持続的に使えるというのが、負担は要っても、そのほうがいいんじゃないかと思っております。

次に、乗り継ぎ拠点についてお伺いします。

柿木の道の駅と六日市の道の駅を拠点として整備されたらというのは、この前からも質問していますが、前回、同様な質問をしたときも、柿木の道の駅には、大型バスは入りづらいという答弁だったと思いますが、実際は、道の駅ですので、大型の観光バスも何台も入って利用しております。ただ、バスレーンの区別をして、ちゃんとそこを問題ないようにすれば運行できるんじゃないかと思っております。トイレや売店、駐車場、待合スペース、駅内にはあります。バスを利用される人も安心です。また、駅も売上が伸びると思っております。

六日市の道の駅も同様に完備されていると思いますが、この点について、町長、お考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、乗り継ぎ拠点についてお答えをしたいと思います。

六日市と柿木の2か所ということでございますが、まず、六日市地域につきましては、六日市駅バス停を乗り継ぎ拠点と、今、しているところでございます。これは、六日市地域内の全ての路線バスと石見交通の広益線、それから六日市交通の広域線の結節点であるということが、まずあります。

一方、計画策定時のアンケート調査におきましては、六日市市街地、その町なかでの移動の困難さを感じているという意見が多数寄せられているというものを確認をしているところでございますので、六日市駅バス停を乗り継ぎ拠点として地域内の医療機関、それから商業施設、それから道の駅、こうしたところの観光施設へのアクセス性の向上のために、これも交通網形成計画の中にもございますが、市街地の循環線、これの新規導入についても検討するというようにしております。

それから、柿木地域についてでございます。乗り継ぎ拠点の場所の選定に当たっては、柿木地域内バス路線と広域路線バスとの接続性、それから同様に医療機関への通院、小中学校への通学等の利便性に配慮した上で、総合的に検討してまいりたいと思います。

ですから、今の段階で御紹介にありました道の駅、そうしたところということには、まだ結論としては至っておりませんが、バスレーンの工夫であるとか、そうしたこと、それから当然、人の動き、そうしたことを総合的に勘案をする中で、乗り継ぎ拠点がどこがベストなのか、これは六日市地区も同じだと思います。そうしたことを、やはりいろいろな各方面の方に、当然、バス事業者の方にも入っていただいてということになるかと思いますが、皆さんの御意見を拝聴しながら乗り継ぎ拠点については決定をしていきたいと思っておりますし、それから、整備も含めて行っていきたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 柿木のバス停には、石見交通のバス停には、商工会前に止まるんですが、トイレや売店や駐車場、待合スペース等がありません。これを道の駅にかわすと、造らなくても、あるいは利用できるんじゃないかという思いがあります。

もう一つ、車両のバリアフリー化についてお伺いします。幹線となる広益線で大型バス——これは石見交通等々なんですけど、ステップが高く乗りづらく利用しづらいという声を多く聞きます。実際、乗ってみても、やはりちょっとステップが高いかなと思うんですけど、こういう小さなことでも、やはり、これを対応してクリアしていくと乗りやすい、利用しやすいバスになっていくんじゃないかと思っております。

これも事業者のほうへ、町長がお願いといいますか、何かいい対策はないかお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 車両のバリアフリー化についてでございます。

これも交通網形成計画の中でも明示がしてあります。こうしたことをやっていかなければならないんだということでございます。この計画の概要で述べておりますのは、広益線というのは石見交通さんでございますが、それを除くというような表現もしてございますが、いずれにしても路線バス車両につきましては、車体の更新に合わせてノンステップバスの導入の推進をしますというふうに明記してございます。それから、デマンド型の乗合交通車両につきましても、いわゆるその補助ステップ、この導入を維持、推進をしますということです。

それから、車両のバリアフリー化でいうとバスもありますがタクシーもあるわけでございますけど、タクシー車両については、ユニバーサルデザインタクシーの導入も啓発をしますということで、今や合理的配慮というような言葉もあるような時代でございます。あらゆる方が同じ社会で同じ地域で同じようなサービスを共有するようなシステムが、やっぱり求められていますし、それが普通の社会になってまいりましたので、体に幾らか生活しづらいところを抱えておられる方につきましても、そうしたことをやっぱり配慮して対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

交通網形成計画に沿った形で、車両のバリアフリーも含めてでございますが、これからも対策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 鳥取県の江府町ですか、この前、新聞に出ていたんですが、タクシー使用の直営事業化と。町営バスと町営タクシーと小型町営バス、この3つを組み合わせると町内の高齢者の通院や買物を支援し輸送するサービスを町が直営でやると。これは、新聞を読みますと、交通事業者と協力して、町が車両を3台買って事業を進めると。今ある輸送手段を持続できるように、利用しやすいように便利なようにバスとタクシーを組み合わせると移動手段の確保を図ると。

やはり、どんどん、これも交通空白地で、自家用有償旅客運送制度を活用すると書いてありましたが、やはり新しい取り組みがどんどん認められてきていると思うんです。

この町に合った——今の交通網形成計画ができたからといって、やはりそれを補うような、どんどん変わってきていますんで、業者とともに良い輸送手段があるのなら、そういうのを研究されたらいかかと思ひまして、また、そういうことがあるということをお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

ここで、10分間、休憩します。

午後1時40分休憩



午後 1 時 50 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5 番目の通告者、11 番、藤升議員の発言を許します。11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行います。私のほうからは、新型コロナウイルス感染症に関係するものを今回質問させていただきます。

まず最初に、プールの利用中止解除を求めて、教育長にお聞きをいたします。

小学校からの便りに、学校プール中止、町民プール中止という案内があり、町のホームページには、町民プールについて当面の間閉館とありました。教育委員会として、国内では、新型コロナウイルス感染が収束しないものの、県内においては、新たな感染者が発生していない中で、子どもたちのプールを使った学びへの対応について聞きます。

初めに、プール中止という判断に至った理由として、学校ではプールの授業を行う前の眼科、耳鼻科、内科の健診ができていないことや更衣室での 3 密、換気の悪い空間、密閉空間であったり、人混み、近距離での会話になるということと、プール内で唾を吐くことが感染につながると聞いております。中止とした理由に間違いがないか、まず初めにお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） プールの利用中止解除という御質問でございます。今御質問ございましたけども、今年度の各学校のプール及び町民プールでの教育活動の中止と施設の閉鎖に至った理由についての御質問でございますけども、このことに至った一番大きい理由としては、児童生徒の眼科や耳鼻科などの健康診断が当初の予定どおりできなかったことによるものでございます。

○議長（安永 友行君） 11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） 夏のプールを喜ばない子どももいるでしょうが、一方で、大変楽しみにしていた子どもたちもいます。保護者の方からは、子どもが残念がっていたとも聞いています。学校教育においては、毎年プール授業の積み重ねで、水に慣れ、危険への対処、水泳技術、能力の向上、水難事故の防止への取り組みが行われてきました。暑い夏の盛りに水とともに遊ぶことも大事だと思います。水難事故が少なくなった功績に、学校でのプール授業が大きく貢献していると評価されています。5 月 22 日のスポーツ庁からの事務連絡、今年度における学校の水泳授業の取り扱いについては、小まめな消毒、健康状態の把握、更衣室での身体距離の確保など、8 項目の対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないという考え方を示しています。先ほど御答弁がありました健診ができていないということ、これを急いで行う、また、学校への必要な労力の援助など、対策を行い、プールの利用中止解除を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） プールを開設する意義については、議員の言われるとおりであろうというふうにも思います。そのことは、全く否定するものではありません。また、令和2年5月22日付スポーツ庁からの事務連絡についても承知をしております。コロナウイルス感染症だけのことを取って言えば、必ずしもプールを閉鎖する必要はないというふうに思うところがございます。一方で、学校保健安全法施行規則で、児童生徒の健康診断は毎学年6月30日までに実施するように定められていますが、ことしは新型コロナウイルス感染症のため、健診をお願いしております医師や医師会などから実施の延期を求められ、学校医とも相談の上、延期している現状でございます。文科省は水泳指導の手引きなどで水泳の可、不可の決定に当たっては、定期健康診断の結果を十分活用することが重要としています。法的拘束力はありませんが、学校現場の御意見も聞き、校長会で協議し、プールの中止を決定をさせていただきました。現在のところ、再度の健診の日程調整を行っているわけでございますけども、眼科、耳鼻科の健診が終了するのが9月下旬の予定でございます。したがって、今年度のプールの利用は現実的に困難であると考えています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、また聞きますが、プール中止という判断に至った経緯として、先ほどの健診の問題あるということについては、一定の理解をしますが、そのときには、では子どもたちの意見、声を聞いたかということについてお聞きをいたします。日本は、1994年、平成6年に、児童の権利に関する条約、一般的には、子ども権利条約とも言いますが、これに批准し、発効しております。この条約を守り、実行することを国際的にも約束しているわけですが、この子どもの権利条約第12条に、子どもは自分の関係のある事柄について、自由に意見を表すことができ、大人は、その意見を子どもの発達に応じて、十分考慮しますという意見表明権というものがあるわけですが、子どもたちからプールの中止ということについての意見を聞いているか、この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 児童の権利に関する条約に関しての御質問でございますけどもプールの中止に至った経緯につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。この件に関しまして、じゃあ、町内で小中学校の子どもたちの意見を聞いたかということでございますけども、聞いてはおりません。児童の権利に関する条約第12条についてでございますけども、このプールの件について、子どもたちの意見を聞かなかったことがこの条約に記されている児童の権利であったり、子どもたちの人権を否定するものではないというふうに考えます。確かにプールを楽しみにしている児童生徒がたくさんいると思いますし、教育的な意義もあると思いま

す。また、夏休みの楽しみであることを私も教職員も同じように感じておりますけども、同時に子どもたちの健康や安全も守る必要があるということで、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この子どもの権利条約の第3条には、子どもに最も良いことをということで、子どもに関係のあることを行うときには、子どもに最も良いことは何かを第一に考えなければなりませんというようなことも言われております。これは、つい最近の話ですが、日本高校野球連盟が新型コロナウイルス感染拡大で中止になった第92回選抜高校野球大会の出場校の試合機会を設けるとして、選抜交流試合を開くというふうにも発表しているわけですが、先ほどの健診が9月までずれ込むという御答弁もありましたが、もう一度この健診の可能性について追求をする、追求というか、夏の暑い盛り、子どもたちがプールを利用できるように、その環境がつかれないかということをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今回のプールの中止という判断も、それ以前の学校の休校に関しても、子どもたちの意見を聞いて決定したわけではございませんし、そのことが子どもたちにとって悪いことだという認識もありません。むしろ子どもたちのことを考えての結論だということでございます。それと、健診の予定なんですけども、これについては、なるべく早いうちにといいますか、基本的には6月30日までに実施するということが決まり事でございますので、それに近づけるような形で努力はしたわけでございますけども、お願いする医師の御都合もございまして、その辺で全ての健診が終了するのが9月末になってしまうということでございまして、決して、7月とかにやらないわけでもございませぬし、まして8月は夏休みでございまして実施できませんし、そういった状況の中で、スケジュール調整をしたところが、そういう形になったということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、次に、学力テストの中止を求めて質問いたします。文部科学省は、今年4月17日に今年度は全国学力学習状況調査を実施しないと通知を出しています。十分な理解をしないまま進む授業についていけない児童、生徒も存在するであろうというふうに想像するわけですが、この1つの理由として、今回質問に上げておりますのは、小学校で子どもたちが習う漢字の数、これが改訂のたびに増やされてきました。1948年、昭和23年の告示、学習指導要領等の告示ですが、このとき881字、それが一番最近の平成29年、2017年に出された学習指導要領の告示では、1,026字となっております。そして、国語

の授業時間数は、昭和23年のとき1,603時間、そして、一番最近の2017年、平成29年では、1,461時間となっております。10字の文字をどのくらいの学校の時限数で学ぶことになるのかという単純計算をしますと、昭和の23年ごろ、これでいきますと、約5時間というようになっておりますが、最近の分でいきますと、もっと少なくなるということでもあります。そういうことと併せまして、学校の先生方の働き方であります。学校週6日制のとき、このときは1日当たりの授業のコマ数を1日4時限、残りを教科外指導、指導のための準備、その他校務としていたというのが学校経営の1958年7月号にあるということではありますが、ところが、これを平成4年、1992年から学校週5日制に徐々に移行してきたわけですが、このとき、多くの学校では、教員を増やすことなく行っております。1日当たりの授業時限数が2日に1時限分増え、その後、平成14年に総授業時間数が減らされましたが、その後の2回の授業時限数増のときも教員を増やしてこなかったために授業の準備時間が少なくなってきたことの影響もあると考えるからです。

新型コロナウイルス感染が地球規模で広がる事態の中で、子どもたちの学びを支援し、つまずいているところで丁寧な指導を行うことが大事だと考えます。そのための時間を確保するために、学力テストを中止し、テストに費やしていた時間を新型コロナで削られた授業、行事、授業の準備と補習に使うことを提案をしますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 2番目の御質問でございます。学力テストの中止をとということでございます。学力調査に関する考え方といいますか、どのように利用されているかといったことも含めてですけれども、平成31年の3月に定例議会での一般質問で答弁をさせていただいておりますので、ここでは控えさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症による休校のための学習の遅れについては、10番議員の御質問にお答えしたとおりでございますので、これについても、そちらの答弁で聞いていただいていると思いますので、省略させていただきます。議員が言われましたように、今年度、全国学力調査については実施されないということでございます。あと、県学力、町学力の各調査があるわけでございますけれども、現在のところ中止という結論は出しておりません。しかしながら、コロナウイルス感染症対策で休校になりまして、その分で学習の進度に若干町内全校が統一感が持てないというような状況もあろうかというふうに思っておりますのでございます。ある程度の学習の進度が達成していなければ、学力調査をする意味もございませんので、その辺については、今後学校現場と状況を踏まえて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ぜひとも学力調査の部分は、各学校で普通に行うテスト等でど

のぐらい習熟しているかということについては、十分把握できると私は思っております。それと、子どもたちも授業がどんどん進むんですけども、どっかでつまずきを持っていたりして、ついていけない、その積み重ねがあって、クラスから後れを取ったりということも多々あることで、これまでもそういう子どもに、家庭教師の方が僅かですけども、ポイントを教える中で何とかみんなについていけるようになったという事例もございます。ぜひ、時間を上手に使って、学校の中で使っていただいて、つまずきを発見する、そういうことを学校の中でやる、そのことが最終的には学力テストで評価されるのは、学力とは思いませんが、そういう数字にも表れてくるものであると、私は思っています。そういう点で、ぜひ、それぞれの学校の中でつまずきをどう解消するかという点での学校内での話し合いを、教育委員会としてぜひ促していただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 個人ごとの学習の達成度、それから弱点であったりとか、そういったところをやっぱり見るためにも、この学力調査を利用しているという学校がほとんどでございます。吉賀町内のような学年で人数の少ないところであれば、それを、属人的に分析することも可能であるという中で、今回この学力テストを利用して、そういった分析をするということも大切なことでございます。また、今月各学校長の学力向上に関するヒアリングも計画しておるところでございますけども、そういったヒアリングをするときにも、この学力調査の分析結果を各校長が持参して、こういったふうに利用していますというところで、毎年見せていただいておりますけども、かなり学校によっては詳しい分析をしながら、子どもたちの学習の達成度を見ているというところもございますし、弱点を見てそこをまた強く指導していくというようなこともできるわけでございます。

また、逆に教職員のほうの評価にもつなげることができるということでございまして、この辺につきましましては、これまでの答弁でいろいろと学力調査について答弁をさせていただいたところでございます。また、学習の遅れの話もありまして、学力調査をやめて、その分の空いた時間をとということでございますけども、先ほどのプールの話と逆でございまして、プールを実施しないということになれば、プールの清掃からを含めて、ある程度の時間的な余裕ができてくるという中で、主要科目に時間数を割くこともできるのではないかというふうにも考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 次の質問に移っていきます。これは午前中の10番議員からの質問ともかぶるわけですけども、あえて質問させていただきます。午前中の質問でもありましたように、町内の小中学校、前年度から2度にわたり、3月と4月後半から5月にかけて、新型コ

コロナウイルス感染を防ぐために休校となりました。中学校3年生の子を持つ親から、在籍する学校や地域により子どもたちの学習に差ができないようにしてほしいという話も聞いておりますが、新型コロナウイルスの特性と有効なワクチン、副作用のない治療薬が開発途上の中で、再び休校となる可能性が否定できないもとの、文科省では、4月7日の事務連絡、令和2年度補正予算への対応について、情報通信機器であるパソコンやタブレットなどの1人1台端末の早期実現ということで通知も出しているところであります。その内容につきましては、午前中のところでも答弁がございましたが、その答弁の中で、家庭におけるインターネットなどの通信環境をどうするのか、検討しなければならない課題が多いというふうにも御答弁があったと思いますが、早い段階でこの通信環境の整備というものを対策を行う必要があると思いますが、現在、教育委員会において、この家庭での通信環境の整備、どのように進めているのかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 3つ目の御質問でございます。学校休業中の学びの支援をとということでございまして、オンライン学習等についての御質問でございます。GIGAスクール構想の進捗状況につきましては、6月3日の全員協議会で御説明をさせていただいておりますし、先ほど議員の御質問の中にもありましたけども、午前中の一般質問の中でも御質問がございましたので、若干お話をさせていただいております。オンラインを活用して、学校休業中の家庭での学びを支援する取り組みについては、幾つかの課題を抱えておるところでございます。各家庭の調査を実施して、今ようやくその結果が出そろったところでございますけども、これは、簡単な家庭でのネット環境の調査でございました。やはり、その結果を見ますと、各家庭でいろんな状況がありまして、それを統一的に取り扱うというのなかなか難しい状況がありまして、今後それをどういうふうにしていくかというのが課題であろうかと思っております。GIGAスクール構想は先ほど御質問にもありましたけども、1人1台端末を令和5年までにということで、当初事業を出されたわけですが、今のところ、今年度中に1人1台端末、昨日来た文書等によると、小学校6年生とか中学3年生に至っては、8月までに1人1台端末に下さいというようなことも書かれておりました。現実的にこれは不可能かなと思っておりますけども、今、予算的には、今回の補正予算で計上させていただいておりますので、今から発注をして、その8月までというとなかなかちょっと現実的には難しいとは思っておりますけども、そういったところで、加速化をさせて、実施をしていきたいというふうに思っております。その1人1台端末を購入するのは、そういう形でできるんですけども、それをいざ利用するとなると、環境がかなり厳しい状況があるということでございまして、今どういうふうなことを考えているかということ、まだ具体的にはどういうふうな方向性でやろうというのはありません。今、やっぱり行政がそういうのに取り組むとなると、ある程度公平性を保たないといけないという中で、利用の仕方、利用環境もあります

し、あと利用料の問題が大きくなります。そういったところもある程度統一性を持たせたいということもございますので、今ちょっと考えておりますのが、ケーブルテレビ回線を利用して、うまく利用できないかなというところもサンネットのほうと協議をしたりしておりますし、津和野町にも影響があると思っておりますので、担当者とも連絡を取りながら、今後検討してまいりたいというふうに思っているような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 決して、インターネットでの学びをどんどん進めよというふうなことではありませんが、やっぱり環境はまず整えておくという中で、どんな学びができるかをさらに大人も子どもも、自分たちで創るということができるといことが1つと、もう一つは、国のほうはこの整備してまた使うのにあたって、専門的な人の配置についても、一定の配慮するというものもありましたので、そういうものが実際にここで使えるのかどうか——ここちゅうのは吉賀町ですけれども——わかりません。広域的なところで子どもたちを支援する仕組み、それと、専門的なわかっている人がいないと、物はあっても使えない、こういうことは避けなければいけませんので、使える体制をどう構築するか、そういう点でぜひとも知恵を絞っていただいて、進めていただきたいという要望を述べて、次の質問に移ります。済いません、答弁してください。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 確かに、使えないといけないということでございますけれども、1人1台端末でタブレットまたはiPadを入れるということでございますが、家庭でのオンライン学習のみならず、学校でももちろん利用するわけございまして、通常の利用については学校での利用ということを大きく考えているところでございます。それで、もちろんそれを指導する教職員もそれなりのレベルを持ってもらわないと困るという中で、今回のGIGAスクール構想の事業の中で、業者にその辺のところも含めて、業務を委託して、ある程度の指導もしてもらうようなことも考えておりますので、申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、次の質問に移ります。

吉賀町緊急中小企業者事業継続支援金の対象から農業者が除外されたのはなぜかという点で、町長にお聞きをいたします。

質問の通告準備の段階では、農業者が対象ではありませんでしたが、役場の中では見直しが行われ、6月1日から農林業者も対象となったと職員から聞いておりますので、若干内容を調整して質問をさせていただきます。

先月、農業生産者の方から、役場から中小企業者事業継続支援金の対象に農業は対象にならないと言われたとの話をお聞きをしました。私も、町のホームページで確認しましたところ、支援

対象に中小企業信用保険法に規定する中小企業者とあり、この信用保険法の施行令には、農業、林業、漁業、金融保険業以外の業種となっており、農林業は対象となっていませんでした。そこで、お聞きをいたします。そもそも、なぜ初めから農業者を対象から外したのか。また、農林業者が対象にならないことを議会で説明しなかったのはなぜか、この2点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、吉賀町緊急中小企業者事業継続支援金の対象から農業者が除外されたのはなぜかということでお答えをしたいと思います。

今回の感染症の事態になりまして、特に飲食業、それから宿泊業などの経営者におかれましては、売り上げの大幅な減少、これによるダメージが大きいということでございました。そうしたこともございまして、緊急対策として5月1日に町単独による緊急中小企業者事業継続支援金を創設をいたしまして、雇用の維持とそれから事業の継続に向けた支援を実施をしたところでございます。農業者の方におかれましても、販売先の休業や市場単価の下落により、さまざまな影響が出たところではございますが、一方では、販売先の変更や外出自粛による商品を中心とする消費の上昇もあり、コロナ禍においても影響の出ない生産者もおられたということも伺っているところでございます。そうしたことから、まずは、収入が減少した皆様へという思いで、制度を5月1日から創設をし、開始をしたところでございます。4月27日の全員協議会におきましては、対象者は中小企業信用保険法に規定する企業を説明しておりました。担当課では、そのことをもって対象者の定義が御理解をいただけたものと認識をしておりました。少し説明不足もあったことはお詫びを申し上げたいと思います。なお、農林業者の皆様におきましても当然影響が出ているということ、それから、後追いで国が制度化いたしました国の持続化給付金におきましても、中小企業の皆様と同じように農林業者の方も含めたという形で制度を開始をされたということでございます。こうしたことを受けまして、後追いではございましたが、6月1日からは農林業者の方も対象範囲を広げて、町の単独事業で支援をできるように制度の見直しを行って、現在運用させていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 説明した側としては、中小企業信用保険法との関係で、そのぐらいのことはわかっていたんだろうというようなお話でしたけども、一方で、中小企業基本法には、農家や農業法人も含めて個人の農家も入ったりもしています。やっぱり、対象者を狭めるような中身、せっかく支援していこうということを説明するときには、もう少し丁寧な説明と、それから、影響の出ない農業者も多いだろうというふうなことだったと思いますが、影響の出ている農業者も実際にいたということですから、こういう支援をするときに、その範囲をわざわざ狭めるようなことというのは、今後も同様の支援等も検討されるとは思いますが、もう少し丁



寧に対応することが、役場としては必要でないか、私は必要であるというふうに強く感じます。やっぱり売り上げが減って、何とかしたいと。事業も今頑張ってるってやっていきたい、そういう思いを持って頑張っている農業者をこれからのいろんな施策の中で、単純に外す、そのようなことは、今後一切しないように、あくまでも県ではなしに、町の事業の場合ですけども、県からの分条件をつけられた場合は別ですが、そういうときでも県に向けてそれはどうかということ言うぐらいの構えを町長自身がぜひ持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 5月1日に中小企業の皆様を結果的には先行してということになりましたけど、今後、想定をする支援制度もあるわけでございます。農林業者の方につきましては、今回の継続支援金につきましては、後追いという形で、さかのぼって対象ということで、大変御迷惑をかけたということは事実でございます。適用するいわゆる業種も含めて、範囲につきましては、これからの後続の制度の設計においても十分留意をしてみたいと思います。

それから当然基幹産業の農林業でございますので、そうしたこともやっぱり踏まえた上で、制度設計をしていきたいということで、少し配慮が足りなかったということはお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 次の質問をしてからもう一度、時間の範囲で今のところに戻りたいと思います。次の質問に移ります。

学校給食食材供給者に対する補助はということでお聞きをいたします。学校が、コロナウイルス感染のもとで休校となり、学校給食を中止したときに、食材供給者に既に発注した食材に対する違約金を補助する制度がありました。吉賀町でこれの対象となるものがあつたのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、学校給食食材供給者に対する補助はということでお答えをしたいと思います。町内の小中学校を休校したことに伴いまして、給食も停止いたしました。既に発注していた食材もありまして、食材納入業者にキャンセルしなければならない状況になったということでございます。結果的にキャンセルしたことによりまして、食材納入業者の皆様には、御迷惑をおかけすることとなりました。現在、3月から5月の休校にかかるものについて、各業者の損失額の調査と協議を進めているところでございます。御質問の補助制度につきましては、学校臨時休業対策費補助金の学校給食費返還等事業であるというふうに我々のほうでは認識をしておるところでございます。3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食食材費について、保護者の負担としないように国が補助するものでございます。違約金等にも適用されまして、当

町のように、学校給食費を無償化している場合も対象となるということで、国から示された文書では読み取れるわけでございます。既に、1次申請は終了しております。先ほど申し上げましたように、関係する業者、団体等との協議をさせていただきまして、2次申請が募集をされる予定でございますので、そちらのほうへ申請をするという方向で現在調整に入っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 十分な対応をしていただいていると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、これは今回の定例会に既に町長から提案されている内容を、改めて聞く内容になっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税等の減免はということでお聞きをします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者への料、税の減免について、6月3日の全員協議会において説明があったところであります。県内の自治体では、5月中に受付を開始しているところもあります。

5月1日付で厚労省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」では、「できる限り速やかに保険税の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう——保険者、県とか吉賀町ですけども——、保険者への周知等お願いします」というふうにあります。加入している方への周知の方法について、そして、今の減免のあらましの概要を、説明は受けておりますがお願いをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税等の減免はということでお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少いたしました被保険者に係る国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、さらに介護保険料につきましては、令和2年2月分から令和3年3月分の14カ月分の保険税、料について減免を実施する予定で準備を行っております。係る条例案等を今回上程をさせていただいております。当然可決をいただくということが大前提になるわけでございますが、条例の一部改正を伴う傷病手当金と併せて6月25日発行の7月の広報、それから、本算定通知等で周知を行う予定でございます。減免基準は、国が示したものと同様の内容で行いますので、減免された額は全額国から財政支援を受けるということでございます。

また、申請に当たっては年度途中でございますので、収入減を示す提出資料など、困惑される

被保険者も当然想定されるわけでございます。現在、ほかの部署、それから機関で助成や減免事業が実施されておりますので、連携を取りながら申請に当たっての負担軽減にも努めたいと考えております。

それから、周知の方法で申し上げますと、この件もそうでございます。その前段の継続支援金等もそうなんですが、やはりこれはスピード感を持って行わなければいけませんので、住民の皆さんに対しての情報提供につきましては、あらゆる方法を駆使して提供させていただいたらというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今回の国保税等の減免については、正確に執り行っていただきたいというふうに思います。

それで、もう一度、先ほどの吉賀町緊急中小企業者事業継続支援金の関係のところに戻らせていただきます。

吉賀町におきましては、農業分野において、らっきょうやサフランのブランド化を掲げる一方で、今回、議会に提案されているものであります。販売金額1,000万円以上、低コスト型経営、お米でいえば1俵60キロの生産コストを9,600円、ですから30キロ1袋で直しますと4,800円とする経営計画を作成するものが、施設や機械を導入する場合、島根県の補助3割と合わせ、5割の補助金を出す補正予算が議会に提出されています。

これとは別に、本日の一般質問ではほかの議員からもありましたが、地域商社を立ち上げる計画も持っています。担当者は、経済常任委員会でのヒアリングにおいて、「役場内では事業——業務だと思わんですが——業務を兼務で行っている状況であり、行政の外に産業振興を担う仕組みを作りたいということで地域商社の構想に至っている。町内で人手不足しているところを、地域商社で補えるような体制を作っていきたいと思い、この構想に至った」と発言をしております。ここに、町内の農林業生産現場等の困難に真正面から生産者と一緒に向き合う、そういうことを避けようとしているのではないかという心配を感じております。役場が町内の農業生産者の実態からスタートした農業政策を持つことで、県に対しても、こういうのをやってくれということをもっと強く言うことができるのではないかというふうにも考えます。

また、町長は現場が大事であるということについて、これまでも述べてこられたというふうに思いますが、実際に職員の方のところでは、大変忙しいのであろう、なかなか個々の生産者の所に行って、本当どうしたらいいのかというのを、本当は考える能力があるんでしょうけど、今、国が新しい農業の基本計画というものを閣議決定等をしていることにも表れていますが、本当に農業を国の基幹産業として捉えて自給率を上げようというような姿勢がない中で、職員が頭を引っ込めてしまっているのではないかと、そのような感じを私は持っているところです。ですから、

今一度、実際に農業林業やっておられる方のところをしっかりとつかんで、今の地域商社等の対応にも臨む必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回のコロナの関係で、いろいろな今のところメニューを準備をさせていただいて、対応させていただいております。これからも、ほかの議員さんで申し上げましたが、1億6,000万円ぐらい全体で、今、単費を投じていこうというようなことで、自主計画もつくっておるところでございます。徐々にということになるわけでございますが、その点は御了承いただきたいと思っております。

それから、そうした中で農林業者の支援ということでお話がありました。とりわけ地域商社のことにつきましては、これもほかの議員さんにもお話をさせていただいたように、私の手元にあるのは、情報として、今、頂いておりますのは、4月の上旬に行われた経済常任委員会での、傍聴者の方も含めてということだったようでございますが、意見交換をしたときの復命を受けているという内容だけでございますけど、そこにやっぱり記されておりますのは、組織を作る計画であって、その組織を支える農家や加工業者等の育成ということが、この計画では全く見えないという御意見とか、それから、今回のコンセプトとして、やはり吉賀町にスポットを当て、生産者ファーストでなければいけないと思うということが本当にあります。それに類した御意見もたくさんあるわけでございますので、まずはやっぱり生産者のところが一番だろうと、そこにやっぱりスポットを当てて、これからの農業政策を考えていただきたい、その地域商社のことも考えていただきたいという御意見だろうというふうに考えております。

今回の、その地域商社のお話を担当とか担当課がする中で、人が足りないとか、それから、そうした類いのコメントもあったのかも分かりません。実際にそうかも知れませんし、それから、現場に行く時間がないのも確かにそうなんだろうと思っております。これは組織のありようでございますから、任命権者である私のところの責任だろうというふうに思っております。いずれにしても、そのこともありますが、まずは職員一人一人のスキルの問題といたしますか、政策立案に意を注ぐところに、どれだけの情熱を注ぎ込むことができるかということだろうと思っておりますので、これは、この地域商社とかコロナの感染に係る農林業政策ということに限らずでございますけど、町全体の施策を進めていく上での一番大事な部分だろうと思っておりますから、いろいろな場面で研さんもしながら対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、11番、藤升議員の質問が終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午後 2 時 50 分休憩

午後 2 時 59 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6 番目の通告者、9 番、河村由美子議員の発言を許します。9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） 最後でございますが、よろしくお願いします。

1 点目の質問につきましては、地域商社の今後の継続についてというお題で出しておりますけれども、先ほどの 11 番議員の質問の中でも聞いておりますと、どうも地域商社の立ち上げの動機と申しますか、きっかけと申しますか、その辺のところを私もちょっと腑に落ちないといひますか、動機がどうなんかなと思うんですけれども、仕事が、現場が忙しいからと産業課のことでしょうが、産業課の職員の数は十数名おられると思うんですけれども、それは地域商社にばかりに携わっておられるわけではありませんので、いろんなことがあるんだろうというふうには拝察しますけれども。そういった軽々な動機で、昨年 6 月から丹後王国のほうから派遣されて、浜口さんというのが来られていますけれども、そういったところからずっとずっと来まして、今朝からの 3 番、10 番、11 番の答弁、町長の聞いていますと、この前、経済委員会が 4 月に開かれまして、一般の方も傍聴と申しますか、委員会傍聴に来られたわけなんですけれども、その中で大変な意見をいただいたということで、私も今後のその事業については、いかがしたものかなというようなことを考え深いというような答弁、先ほど来、何回もしておられるんですが、私はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。

この質問に対しましては、私に限らず、昨年 1,470 万円ですよね、去年 6 月から。それから、今年度の 3 月に 1,940 万円、今年度の、令和 2 年度当初予算ですよ。もう当初予算は、町長も先ほどから、議員が了解されたというか、承諾されたというか、というようなことを言われるんですが、それは修正案でも出せば別ですが、その時点で、もっと大きな、こっちは期待しておるから、これはだめだという時点でその修正案出さなかったわけですよ。もっともっと期待してやっとならうとこう考えながら現在に至ったけれども、コロナとか何とかかんとか言いながら、理屈つけながら何の進展もない、その中で昨年来のものを計算しますと、大変なお金をかけておられるわけですよ。そういった中で、私もこういう方向でちょっと質問するのがどうかなと思ひながら、本来は、町長提案であり、住民提案であり、とにかくまちおこしに、いろんなことで財政が厳しい中を、これからは一生懸命、そういう財政シミュレーションの中でも厳しいんだからこういうふうにしよという事で事業計画を立てますよね。そして、町長が表明されたら、本当言えば、不転の決意をもって、突進して何事にも屈しなくて、勇猛果敢というふうには私は申し上げたいですよ。ですが、この不況を取り巻く環境の下で、本当は非常に情



一応この事業執行の長ですから、町長、そこまで腹をくくって事業ができるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域商社の継続についてということで、これも今朝から、お三方、4人目でしょうか、関連で御意見なり、質問等をいただいたところでございます。決して、機嫌が悪い顔をしているつもりはございません。真摯に御意見をお伺いをしておるということでございます。今朝から何人かの方にお伺いを、お話をさせていただきましたので、個々具体のことは繰り返して言うということは避けたいと思いますが、いずれにしましても、まず、当初予算で議会で予算を認めていただいたからということですが、認めていただいたけど、それがしっかり履行できないという御批判でございますので、決して、議会で予算を認めていただいてから執行部がもう好きなように使いなさいと言う理解では私は全然ありませんので、そこは御理解をいただきたいと思います。ただ、その進め方とか、それからその計画の立て方、それから関係者に対しての説明の仕方も含めてでございますが、そこにやはり、違和感を覚えるというか、御理解いただけない部分があるんだろうと思いますから、決して、その通った予算を執行部のほうが、我々が履行している、執行している、思いだけで履行しているということではないということ、ひとつ御理解をいただきたいと思います。決して、そうした思いで本当に住民の皆さんの血税で予算が成立しているものでございますから、そこは御理解をいただきたいと思います。

それから、その地域商社本体についてでございますが、これはもう申し上げておりますように、まだまだ議論が熟していない、決して、コロナだけのせいにするつもりは私はございません。こうした現下におきましても、仕事の進め方は、多分、まだあったんだろうと私は思いますけど、決してそこに、そこだけをもって事業が進まなかったということは申し上げるべきでもないし、そうではなかったというふうに思っております。

いずれにしましても、関係者との議論が熟していないというのは事実でございます。ここをまずやっていきませんと、その計画自体を進める、進めないという議論さえもできないということですから、関係する機関、団体とのお話も個別にはしているようでございます。そうした中で御理解をいただいております団体もあつたり、いや、そうではないと疑問符を打たれる団体も当然あるわけでございますから、そこをやはり、まずその意見をお伺いをする、それから町が持っている思いのところをしっかりと話をさせていただいて、そういうのを出して、やはり御意見をお伺いをする、そうした時間は、機会が必要だろうと思いますから、そこをまずやっていきたいということで、先般も担当のほうから、全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。そうすることによって地域商社をどうしたらいいかというのは、おのずと結論といたしますか、方向性が見えてくるんだろうと思います。





から、コロナだからちゅうことで、全然、進捗性はないというような計画が頓挫まで行きそうな勢いですよ。

そうしたところで、やはり、将来的にふるさと納税にこうこうするということに対して私は反対するものではありませんが、やはり、今現在進行形で言いますと、当町の気候であったり、土壌であったりとか、そういうふうなものとか、物というのはなかなか工業用品ではありませんので、農業用品、作物ということになると、とりあえずは高齢者が扱っていますよ。

そういうところで、そういう身体的にも対応可能なものづくりとか、生産者が生きがいとなるものづくりというものを推進しながら、所得の向上へつながらという中で、商社を立ち上げてこうしましょう。要するに、田舎丸出しの商品でいいと思うんですよ。

そうした中で、品目挙げても仕方がないことですが、ショウガ、ニンニクとか、コンニャクとか、大根、エゴマ、安納芋とか、最近、何か話題の品種がありまして、キヌアというような雑穀種であります。そういうのが、そういうのが都会地では、非常に若い女性であったり、セレブで受けていると。雑穀ですから、ヒエ、粟とかいうようなもので、高血圧とか、コレステロールを下げるのにすごくいいという雑穀らしいですが、それは一例ですが、そういうふうなものをやるとか、その辺も、将来的にですよ、じわじわ足元をそういうふうなものをしなくちゃいけないと思います。

なぜ、こういうことを私が本気になってといいますか、今回の経済委員会がやったこともさることながら、もともと私たちが懸念してきたものが爆発的に表面化してきたという中で、それで、私は、今回はコロナ対策で教育委員会で、こんな不安定な事業にお金をつぎ込むよりは、もっともっと足元を見て、次世代を担う子どもたちのために教育環境のシステム強化とか、オンライン授業可能な環境整備をしてほしいなと思えば、たまたま今回、コロナで地方創生臨時交付金とか便乗で整備するちゅうようなことがあるんと思いますが、それはそれでいいと思いますが、よそのことばかり言うようですが、邑南町がもともとそういうことを3年がかりぐらいでやろうとしたものが、今回、特別にコロナの関係で前倒しみたいなんで予算が来るちゅうことの中で生徒についてはそういうことができる。

だけど、先ほども教育長が言われたように、家庭のオンラインとかそういう環境整備ができていない。調査のもとで調査は大体まとまったということですが、要するに、そういうところがまだまだWi-Fiとか使えないちゅうような環境もあると思うんですよ。そういうところで、邑南町は、個別、別途に3万円して環境整備、町の家学習をします。そういったところへね、お金を使うのであれば、差し向き1年、2年で芽が出なくても、将来、こういうときに町も、議会も一緒になって、我々の教育のために力を入れてくれたんだという子どもが育てば、私は、それはそれでメリットがあるという考え方なんですけれども。



とはこれはやはり難しい問題でございまして、これも含めて9月に向けてということでまず事業を、事務の見直しをさせていただきたいということでございます。

当然関係をする、当然原課のことありますし、それからかかわっている方が非常にたくさんいらっしゃるわけですから、そうした方の意見も踏まえて、見直し等の判断はさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長も計画を自分が上げて、途中で議会がぐじゃぐじゃ言って、それじゃ、やめましょうかというようなことにはならない理屈は分かりますよ。ですが、状況判断をして、素早く、右か左ということ判断するのも首長の役目でございますので、財源の確保を前提にということであれば、もう1つ付け加えて、私の小言ということではありませんが、厳しい財政であると言いながら、一転するような基金残高とか、この財政計画というのは、何回、最近出されたと思いますか。去年の11月29日の全協、今年の2月19日の全協、このたびの6月3日の全協、三度目ですよ。そしたら、この変更後、変更前というのはこのもの。3月のときに、私が11月のと2月のとで言ったら、これは5年先までが今出ていますが、この前は10年先なんです。基金残高がですよ、3,950万円しかなかったもんが、ぼくと十何億になっとなったんですよ。そのときに、議会だよりを見てくださいよ。私の質問に答えたのが、若干切捨てとか切上げはなっていましたけども、落合氏が主幹ですか。建設事業を調整してやったちゅうのが、もう議会だよりに出ていますよ。そういうふうに、半年もたたんうちにちょっちょっちょっ出して、こんなものを試算出してシミュレーションだの何だの言うてもお金はあるじゃないですかちゅうことになりますよ。それなのに、何のためにパソコンがあって、ちゃんとした財政課がおるんですか。こんなもの民間やったら、お払い箱ですよ、本当。通るわけじゃないですよ、こんなもんが。そういうことで、しょせんが役所というのは、人のこと、人のお金なんです。そういうことでやとられるから、問題が起きるんですよ。そういう危機管理をもうちょっと皆さん持っていただきたいと思えます。

それで、付け加えて申し上げると、もうそういう厳しい厳しいと言いながら、昨年5月12日、七日市に大火がありましたよね。大火事。それは行政のほうも責任がないとは言えないわけでしょう。テロップ放送で七日市の何番地付近なんていうことで、どこじゃろうかちゅうようなことだったですよ。それから、なかなか消防団が集まらないというようなを携帯電話で招集。それが遅くなった上に、消防ポンプのホースが破れておる。こっちは出てこない、水が。だから22棟も焼いて、前代未聞、過去にない大火が出たんです。そういうこと、それは現実です。

そうして、固有名詞を言うと問題があるかもしれんが、ちょうど大火があった隣と隣の町に隣接した家があるんですが、そこに三、四十センチの溝が、40メートルもないんですよ。そこへ



慣例として。

それから、もう1つ、中期財政計画のいわゆる見直しと申しますか、中期財政計画のいわゆる策定の方針を変えたということで1回大きな動きだということで、これも全協のほうでお話をさせていただきました。その発端は基金の話であったと思いますけど、将来的に、10年先、11年、12年先にこれだけの基金で本当に町の行政が賄っていけるのかという疑念がたくさん、議員の皆さんからもお話がございました。ですから、今度は中期財政計画の立て方、策定の方針を、やはりこれこそ軌道修正をして、やはり変えていかなければならないということで議員の皆さんからいただいた御意見で、中期財政計画の立て方を変えたわけです。ですから、その後、お示しをしたのは、基金残高が、当初お示しをしたものよりどんと上がってきたということですからそのお話だろうと思いますが、そうしたことで、例年にくわえて、またその中期財政計画の見直しをしたということをお示しをさせていただいたんです。

今回というお話でございました。今回は、決して、これまでの中期財政計画の中身を変えたものじゃございません。本題は、新町建設計画のいわゆる合併特例債の年限が伸びるというようなこのつくりの中で、建設計画を修正をかけなければならないということで、手持ちの計画を新しいものにリニューアルするという、これは事務的な手続でございますので、そこでもう一回、中期財政計画なるものを議員の皆さんが目にしたと、こういうことだろうと思います。

ですから、何回も何回も出して、それを何回も何回も変えてということでは決してありませんので、そこはどうか御理解をいただきたいと思います。

それと、後段のところでは火災の話もございましたが、これもいろいろ御批判もいただきながら、1年がたちました。当初は、この6月ぐらいで、本当に1年たちましたし、町としての総括と申しますか、消防団とか、自治会とか、それからほかの団体といろいろ意見交換もさせていただいたり、直すべきところは直していいわけですから、そうしたことを皆さんのほうへ、議会にお示しをしたいということで準備はしておりましたが、まずは優先順位として、コロナの關係の業務が入ってまいりましたので、そこに今立ち入っておりませんが、そうした時期もまたつくらせていただいて、議会のほうにも報告をさせていただきたいと思います。

そうした中で水路のお話もございましたが、我々が今お話のあった水路のことで言いますと、地元管理の水路というふうにお聞きをしておりますので、副町長のところへ見積もりだったり、現場のことであったり、お話もあったようでございます。私のところにはそうした形で今報告を受けているところでございます。

商社の關係でいろいろと今お話をいただきましたけれども、多岐にわたって、対応できるところは当然対応いたしますし、なかなか行政の今の仕組みの中で対応しきれない部分もあるわけでございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） ちょっと逸脱した話ですけれども、やはり公平に平等に扱っていただきたいということを、町長、胸に止めておいてください。

1点目につきましては、終わりますが、2点目は、地域経済の現状についてという質問なんです、いわゆる私も何度も申し上げましたが、建設業をはじめ地域商工業は、コロナウイルスも加わって、近年、疲弊の一途であります。この状況下で、吉賀町の経済の実態の調査で、今後の対策について、現況の吉賀町の新町のまちづくりに基づく総合戦略とか、事業予算等でいろいろやってこられました。お金もたくさん使いました。そうした中で、検証の上で、もっともっと継続しなきゃいけないことと、拡大する、あるいは変更、廃止というふうなものも、もう逐一年次ごとに検証されて結果が出ているんであろうというふうには思いますが、要するに、コロナの影響というのは、世界経済までいうたら大げさですが、町内だけではございませんで、町単の支援、予算もありました。先ほど来、農業になかったかどうかというようなことは6月から出るということですが、30万円というのは非常に助かって、経営が楽といいますか、あるんですけれども、果たして、これのみの救済で町内の業種が救えるという状況では言いがたいというふうな中で、これが一つの比較をしては申し訳ないんですけれども、県下の支援のコロナ対策の一覧表というのはあるんですよ。あんまり大きいところを比べても仕方ありませんので、私は津和野町と比較してみました、ここは、商店街でいいますと、30%のダウンの中で1回こっきり30万円の給付、給付ですよ。それをしましょう。それも4、5、6ですよということで、先般、6月3日の全協のときに、現在何件ですかと言ったら、59件申請がありました。今日はまた日にちが一週間たっていますから多くなっているんだろうと思いますが、それはそれでいいんですけれども、津和野町を比較しますと、3月から9月までなんです、期間が。それで、10%から20%ダウン、その中でマックスで50万円。段階別に10%落ちた人、15、20というようなものがあると思いますが、50万円がマックスなんです。それで、問題は、これが1回こっきりじゃないですよ、3回まで可能とするということなんです。津和野町と吉賀町の財政がどれだけのもんが違いがあるかというたら、今言うこれは計画ですからと言うけど、吉賀町も結構お金がございしますので、その辺のところを農業者もしかり、商店街のほうもしかり、今後拡大というような方法は、町長、考えておられんかどうかということをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、地域経済の現状についてということでお答えをしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る対応についてでございますが、既に公表されておりますように、国においては、第一次補正予算に引き続きまして第二次の補正予算を編成をいたしま

して、まもなく、多分明日だろうと思いますけれども、成立をしておるところでございます、  
当町といたしましても、いろいろなその面での支援に大きく期待を寄せているところでございま  
す。

国から当町に対しましては、新型コロナウイルス感染対応を行う場合の財源といたしまして、  
何回も申し上げておりますように、地方創生臨時交付金、1次の配分といたしましては、  
7,180万5,000円の配分の内示を受けたというところでございますが、第二次の補正でと  
いうことも、当然、期待をしているところでございます。

それで、吉賀町でも全員協議会のほうでお示しをさせていただきましたように、これに係る自  
主計画を策定いたしまして、町単独の事業として、総額で今段階でございますと、1億  
6,117万5,000円のを準備をしているということで、これは直ちに執行できるという  
ことではございません。状況を見ながら、それから国の臨時交付金の部分の配分を見ながら、順  
次予算化をして執行していくということになろうかと思えます。

当然、商工団体もあります。それから、特に農林業で言いますとJAさん、こうしたところと  
も意見交換もしながら、その事業の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っており  
ます。

それから、総合戦略のお話でも、通告でもございますので、少しここに触れさせていただき  
たいと思いますが、例えば、総合戦略に示しております新しい人の流れをつくるに関連する事業の  
中には、この現下において中断しているものもあります。例えば、移住・定住、こうしたものも  
あるわけでございます。ですから、相談会に出向くことができなかつたりということで、そうし  
た業務については、現在のところはストップしているということでございます。

とはいいいながらも、新聞で報道されましたように、吉賀町は移住・定住でいうと、昨年度、  
19人増えて68人まで伸びているということで、19の市町村、市も入れても2番目、3番目  
のところへ、人数でも、増加率でもランキングされているということでございますので、少しで  
もこの状況が緩んで、そういった定住・移住対策、相談会等にも一日も早く出向いていけるよう  
な状況になることを期待しているところでございます。

あとは、財源をつくるということで申し上げますと、補正予算編成方針の、異例ではございま  
すが、策定いたしましたので、この9月に向けて調整をさせていただきたいということでござい  
ます。

それから最後に、津和野町との比較がございました。当然、お隣の町でございますので、津和  
野町がどうした対策を講じているかというのは我々も気になりますし、恐らく、逆に、津和野町  
さんもお隣の吉賀町がどうした対策を講じていくかというのは当然気になるところだろうと思  
います。人口規模であったり、行政規模が同じ、おおむね同じでございますので、あまりかけ離れ

たということには当然なっていないわけですが、ただ、一定の期間を決めて、またさらにその期間を延ばしたり、同じことを複数回やったりということは当然想定をされますので、これからまた、吉賀町もそうしたことが必要であれば対策を講じていきたいと思ひますし、それから、よその自治体でない事例と申しますと、今回、補正予算でも計上させていただきました、全員協議会で説明をさせていただきました、今回、県が創設をいたしました商業・サービス業の支援についてです。県のつくりは、当然、事業者負担が5分の1は要るんですが、吉賀町の場合は、その5分の1のさらに半分を助成をしようと。ですから、県のつくりだけで申しますと、事業者の方は、これからの再生に向けて、20%はいわゆる手持ちの財源を準備しなければならないわけですが、吉賀町の今回の2分の1ということですから、結果的に10分の1、1割を準備をすれば、100万円ぐらいの、10万円を準備すれば100万円の事業ができるということです。そうしたことを今準備をさせていただいて、それに係る補正予算を上げさせていただいております。なかなか、いろいろ制度を考える中で担当のほうとも話をさせていただきましたが、この現下において、本当、中小企業の皆さんが20万円を準備するというのは大変だと思うんです。ですから、それが本当はゼロになればいいんだと思ひますが、なかなかその制度上、そこをゼロにするということにはできません。幾らか事業主さんのほうで資金の準備をしていただいでということで、どうにかそれを10分の1、10万円を準備していただければ100万円以上の事業ができるというようなつくりで準備をさせていただいたのが今回の制度でございますので、その点は申し添えておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） いろんな事業、有利なことを取り入れていってするのは当然なことであり申すし、当町も定住・移住が県下2番、3番というふうな数字が出ておること、大変いいことだと思ひます。

コロナの影響で感染拡大を解かれると、もう長期的に見ると、密を下げるということで、生活様式を変えたいということで、I・Uターンが増えるというふうな傾向にあるのではないかと申すように私は思ひますし、これからは、特に、安全、コロナのウイルスにも安全ですが、直下型地震であったりとか、30年来、何やら来るであろう南海トラフの問題とか、もうこういったところで、この狭隘な町ではありますけれども、空気のいい、水もいいというところで人柄もいいかもしれないし、こういったところへ帰ってきて、いろんなことをしたいなということが増えるであろうという傾向にはあると思ひますが、悲しいことに、生活のなりわいが成立するものができていないというところが大変厳しいということであろうと思ひます。

そうしたところで、これが例えば今のコロナがビジネスチャンスに変わるということで、邑南町のほうでは、しごとづくりセンターというものを発足しまして経営支援を行ったり、地域活性



化を目的として会員制の交流サイトをSNSを使って販路の開拓とか、幅広く解決策を探って事業者のサポートをして、やはり月に平均50から75ぐらいの問い合わせがあるというふうなことが起きております。そういったところで、やはり人口が入ってくるのももちろんですが、とうとうは出ていくちゅうなことにつながらないことも結びつけていかないと、ここで生きるのが厳しいということであろうと思います。

それと、よその町ばかりのことなんですけども、やはり隣の庭は青い、きれいなというようなところで、ないものねだりというところもあるんですけども、総務省が今年度に、これは当町にもあるんかもしれませんが、私が勉強不足なんですけども、過疎対策支援ということで自立支援交付金として5.3億円配って、全国の市町村が行う41の過疎対策事業に支給をすると、集落の維持とか活性化に充てるものでありまして、島根県下では津和野町と美郷町、これ、美郷町は空き家の活用事業をやるようでございます。隠岐の島町は、遊休施設の再整備事業が選ばれておると。残念ながら、こういう事業から当町外れたんだなというふうなことも思いますが、この辺は何で選ばれたのかなというふうな思いがします。

そうした中、いろいろ津和野町なんかでも特典付のものを、ここは1万円で20%ですが、25%ちゅうようなことで、今朝から3番と10番が言っていましたけども、町民にも支援金をもっと配ってほしいというような意見もありましたけども、そういうふうには、やはり地域経済に喚起をできるような仕組みも作るべきだというふうなことも思いますので、その辺で、地域経済の現況、今後の――終息は厳しいと思いますよ、今年度ちゃ3月31日ですけども、なかなか完璧に終息すると、今なんか外国のほうでは、今度はエボラ出血熱じゃ何か出た、新しいのがどんどん出ますので厳しいかと思えますけども、そういったところでとりあえず、我が足元を言いますと、地域の吉賀町の経済、どういふふうには今後の見通しについて、執行部としてはどういふ対策を取るのかということをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ほかの自治体、特に邑南町であったり、お隣の津和野町であったり事例の御紹介をいただきました。ありがとうございました。

それぞれ自治体が行っていること、特なお話、取り組みをされるわけですから、邑南町であったり津和野町にはあるけど、吉賀町にはないものもありますし、逆に、吉賀町にはあるけど、邑南町とか津和野町にはないものもあるわけでございます。今回のコロナのその支援制度のメニューの中でも、そういうことは言えると思います。いろんなことはやっぱり自治体の例を参考にさせていただいて、やっぱりできることは同じようなことをしていくことも必要ではないかというふうには思っております。

新しい材料を求めていくということで、一つの事例の紹介もございましたが、そうしたことは

当然アンテナを高くして、役場の仕事の中で模索をさせていただいておるということは申し上げておきたいと思います。

それで、あまりこんな悲観的な話ばかりしてもいけないと思うんですけど、総合戦略でいいますと、人口が本当減っておったのが、どうにか今、ぎりぎりのところで減少率をとどめて頑張っているというのは、今、吉賀町の現状です。これは紛れもない事実でございます、総合戦略の評価について、これも全協のほうで説明をさせていただいたと思いますけど、決して悲観する材料ばかりではないと思います。これは、ケーブルテレビを御覧の住民の方がたくさんいらっしゃるから、あえて公表もしたいと思いますが、これはこうした情報は、できれば議員の皆さんから住民の皆さんにしっかりアナウンスもしていただきたいと思います。中途の数値もございまして、やはり地域産業の新規就労者も、もともと5年間で15人の目標であったのが、20人にもう達成しているわけです。ですから、今度は新しい向こう7年間という、あと2年間になっていますけど、ここの目標も幾らか上増しをさせていただきましたし、それから結婚とか出産、子育てのところでは、子どもの数は波があるという話をさせていただきましたが、総体的には少しずつ回復をしているという状況でございます。ですから、子育て世帯への持ち家取得に対する支援についても、5年間で25件の目標であったのが36件になっていますし、それから、一番評価といいますか実績があったのが、やはり新しい人の流れをつくるということにして、U・Iターンの話は何回もしたとおりで、ああして実績もできています。それから、それに伴います児童・生徒、いわゆる子どもさんの動きがどうかということで、これもU・Iターンの関係で、5年間で25人という目標だったのが、実績は、今、72人なんです。ですから、これも目標を大きくクリアしているということです。それから、関係人口とか交流人口の拡大も図っておりますから、その関係でいいますと、なかなか往来が難しい中であっても、スポーツ施設の延べ利用、これは1万人に対して、目標に対して9,700人ぐらい、これはちょっと目標は実質クリアはしていませんけど、当初の見立てとほぼ同じぐらいの皆さんに御来町いただいたり、御利用いただいているということですから、本当に悲観する材料ばかりではないんです。住民の皆さんが本当に頑張ってください、官民挙げて頑張ってくださいという結果が今のようないい材料もあるということをお知らせさせていただきます。

最後に、経済対策でのこれからはどうするかということですが、今回、令和2年度の当初予算でも一般会計で約68億円だったんですか、総額のうちに総合戦略の関係で6億数千万円余の予算も、今、措置をさせていただきました。それぞれの目標があるわけですが、今回のその予算をしっかりと活用させていただいて、有効に活用させていただいて、こうした本当に厳しい状況下なんですけど、町民の皆さんと一緒に、実績が上がるようなことに取り組んでまいり

たいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 総合戦略の中で新しい人の流れをつくると、つくってきて実績が上がっているということで、大変計画を上回るだけの実績があるということは、非常にいいことだと思います。

しかしながら、やはりそういうことが当町の活力につながっていくわけなんですけども、定住、定着をしないと一過性じゃ駄目だと思うんです。そうしたところで、一つの私の提案と言ったらおかしいんですが、例えば、町並みを見ましても空き家がすごく多いですね。それで、何と言いますか、結構七日市のほうもちょっと横立地区ちゅうて固有名詞なんですけど、結構住宅が建ってきて、ちょっと若い人が、やっぱり家を建てるということは定住しますからいいなと思います。だけど、悲しいことに、六日市もそうですが、柿木もそうですが、連担地というところが、もう空き家がぼろぼろになってからというのがあるんですが、これは納税義務者というのが必ずおられるわけですから、やはり行政のほうから指導するというのは厳しい面もあるかもしれませんが、やはり学校の通学路指定とかそういうところがしてある、あるいは町ですから多少は人が歩くということになると、持ち主さんは管理責任問われるわけですから、そういったことをやはり個人個人で言っていくといっても、納税義務者がどこにおるとというのが分かりませんので、その辺でやはり町の方もちょっと骨を折っていただいて、その辺のところを整理して解体することによって業者さんの仕事もできますし、病虫害の予防もできますし、景観もできます。そして、そこへ土地が流動化しますと、新たな居住者の人が入ってこられる、定着するというふうなことの流れになりはしないかなというふうなことを思いますので、やはりその辺も併せて総合戦略でまちづくり計画の中で、その辺も是非、七日市に限らず六日市も柿木にもこのつながったところをよくよく立ち回られて見ていただいて、その辺のところの整備をお願いするちゅうたらあれなんじゃが、希望しますよ、そういうところを。町長どうでしょうか、一言お答えを……。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。

空き家の問題、これは全町的な問題でございまして、いわゆる連担地であっても、それ以外のところでも同じような状況です。特に、やはり連担地でそうしたことが増えますと、非常に目立つわけですね。とは言いながら、一部ではそこへ移住をされて、七日市もそうであろうと思います。お店を構えられたり、そうした方もたくさんいらっしゃるわけですから、いろいろな手法を駆使して工夫しながらやっぱりやっていかなければいけないと思います。まさに、今、ふるさと回帰であったり田園回帰であったり地方に移住をする、定住をするというのが非常に声高に叫ばれておったり、現にそうしたことがあるわけでございますから、特に今回のようなコロナの感染の拡

大で、やはり町場、都市よりも地方がいいんだと、田舎がいいんだということを選択される方もおられると思いますし、ましてや企業もそうじゃないかと思います。テレワークが普通に今回なりましたよね。ですから、大都市で高い賃料払って事務所を構えるよりは、テレワークで仕事ができるのであれば固定費は要らないわけですから、であれば、その企業が分散をしたり、従業員を分散するという事になれば、地方の移住ということは当然その選択肢に入ってくる。できればその地方の移住の選択肢に吉賀町を選んでいただければ一番いいわけですから、そうしたことをやっぱりやっていかなければならないというふうに思っております。

空き家のところに戻りますけど、やはり法の縛りがあったりして、まずはこれに係る協議会をつくろうということで、今、担当しております総務課のほうで準備をしておりますので、少しずつにはなりますが、そうしたこともこれから取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） ビジネスの方法も、テレワークとかりモートワークとかいろんなやり方がありますので、時代に即したやり方を役場の職員の中でも同じことだろうと、AIにホワイトカラーは要らないという時代も来ますので、やはり気合を入れて頑張っていってほしいということを申し添えまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時59分散会